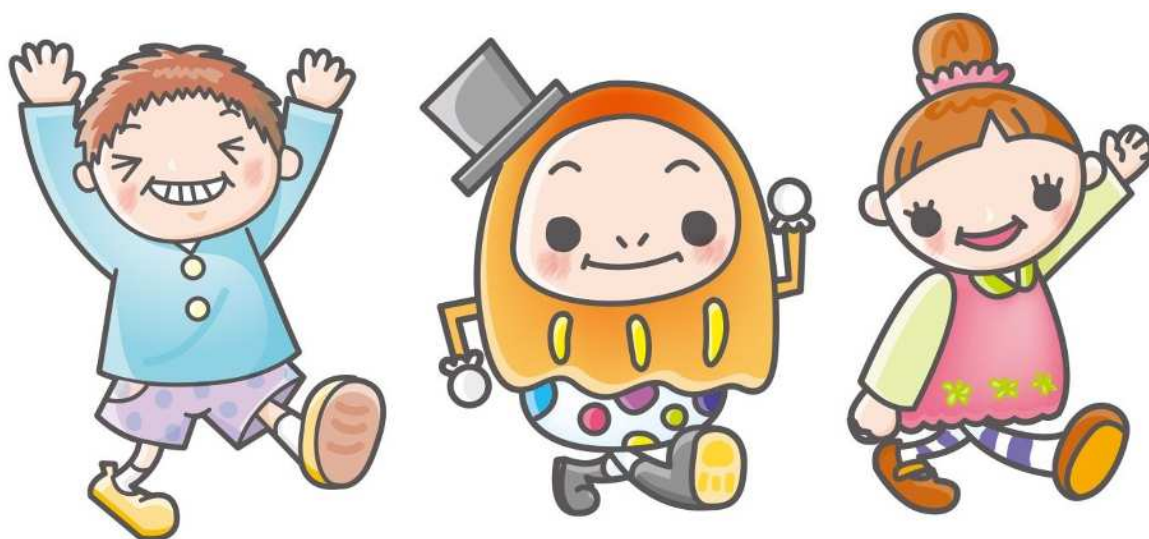


第2期 高崎市

子ども・子育て支援事業計画



たかさき子育て応援情報サイト『ちゃいたか』キャラクター

令和2年（2020年）3月

高崎市

はじめに



多様化する就労形態や生活スタイルなどを背景に、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化してきています。国の調査などで、子育てに対する不安や経済的な展望が見込めず、子どもを産み育てることをためらう、また子どもを持って働きたいと希望しているにもかかわらず、様々な要因からその希望がかなえられないといった現状が報告されています。

このような状況から、国では令和元年10月より幼児教育・保育の無償化に、着手いたしました。本市でも、「やさしい眼差しに満ちた市政」を施策の大柱のひとつに掲げ、子どもを産み育てやすい街づくりを最重要課題に位置づけ、このような不安などを解消すべく独自の子育て支援施策を進めています。具体的には、平成29年4月に子育て中や妊娠中の人が、1か所で様々な相談や支援が受けられる子育て支援の拠点施設として開設した「高崎市子育てなんでもセンター」、令和元年度には産後ママヘルパー事業を拡充した「子育てSOSサービス事業」や保育所の申し込みの通年化を実施してまいりました。

これまで本市では、子ども・子育て関連3法により実施されることになった「子ども・子育て支援新制度」において、地域の子どもや保護者、地域・子育て支援関係者の実態に合った事業を計画的に進めるため、平成27年度から令和元年度までの5年を1期として、高崎市子ども・子育て支援事業計画を策定し、体系別に目標を定め施策を展開してまいりました。このたび、第1期事業計画の計画期間が終了することから、第2期高崎市子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。本計画は、次世代育成支援行動計画や第1期事業計画のこれまでの経過を踏まえ、より現実に即した実効性の高い計画といたしました。

今後、本計画をもとに、「高崎で子どもを産み育てたい、子育てをするなら高崎市」と多くの方々に実感していただけるような、魅力的で独自性のある子育て支援施策を推進してまいりたいと考えておりますので、なお一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

最後に、計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました高崎市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援施策に関するアンケート調査」、「高崎市子ども・子育て支援事業計画に関するパブリックコメント」の実施にあたりご協力いただきました市民の皆様、関係各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和2年3月

高崎市長 富岡 賢治

目 次

計 画 編

第1章 計画の策定にあたって	3
I 計画策定の背景・趣旨	3
1 計画策定の背景	
2 計画策定の趣旨	
II 計画の位置づけ	4
1 計画の位置づけ	
2 他の計画との関係	
III 計画の期間	4
IV 計画策定の体制	5
1 高崎市子ども・子育て会議	
2 ニーズ調査の実施	
第2章 高崎市の子ども・子育てを取り巻く状況	6
I 人口、世帯及び出生等の現状	6
II 教育・保育施設等の状況	10
第3章 計画の基本的な考え方	13
I 基本理念	13
II 基本的視点	16
基本的視点1 子どもの視点からの方向性	
基本的視点2 保護者の視点からの方向性	
基本的視点3 地域・子育て支援関係者の視点からの方向性	
III 施策の体系	17

第4章 取り組んでゆく施策……………19

- I あらゆる可能性にチャレンジできるサポート体制の構築……………19
 - 1 子どもの健やかな成長を支援する体制づくり
 - 2 特別な支援が必要な子どもへの支援の充実
 - 3 安全・安心な子どもの成長に配慮した環境の整備
 - 4 良質な教育や保育を受けることができる環境の整備
- II 子育てに喜びや生きがいを感じながら自らの成長をも実感し楽しむことができる支援体制の充実 ……………27
 - 1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり
 - 2 仕事と子育ての両立支援
 - 3 ひとり親への支援
- III 地域社会のすべての人たちが親子の成長を支え、見守り、共に喜びを分かち合える社会の構築 ……………35
 - 1 地域の子育て支援体制の強化
 - 2 児童虐待防止対策の充実
 - 3 子育て支援事業に従事する人たちへの支援体制の充実

第5章 子ども・子育て支援事業の展開……………42

- I 子ども・子育て支援法に基づく量の見込み及び確保方策……………42
 - 1 法に基づく量の見込み及び確保方策の趣旨
 - 2 量の見込み等の設定の対象となる事業
 - 3 児童数の推計
 - 4 量の見込みの算出
 - 5 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保方策
 - 6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策
- II 本市独自の子ども・子育て支援等に関する施策の展開……………53
 - 1 幼児期の学校教育に対する支援施策
 - 2 保育所、多様な保育ニーズ、子育て世代に対する支援施策
 - 3 放課後児童健全育成事業に対する支援施策
 - 4 その他の総合的な支援施策
- III 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保……………57

第6章 計画の進行管理……………58

資料編

1 関係法令等	61
○ 子ども・子育て支援法（抜粋）	
○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抜粋）	
○ 高崎市子ども・子育て会議条例	
○ 高崎市子ども・子育て会議運営規則	
2 高崎市子ども・子育て会議	74
○ 高崎市子ども・子育て会議委員名簿	
○ 高崎市子ども・子育て会議開催経過	
3 母子保健事業に関する資料	77
○ 健やか親子21（第2次）	
4 用語解説	80

計画編

第1章 計画の策定にあたって

I 計画策定の背景・趣旨

1 計画策定の背景

1970年代初頭の第2次ベビーブーム以降、我が国の出生数は減少を続け、合計特殊出生率も1949年（昭和24年）の4.32をピークに、2005年（平成17年）にはピーク時の30%にも満たない1.26まで落ち込みました。その後回復はしていますが、ここ数年は微減傾向にあり最新の統計である2018年（平成30年）は1.42と、欧米諸国と比較するとなお低い水準にとどまっています。

このような少子化の背景には、未婚化や晩婚化の傾向、核家族化や地域のつながりの希薄化による子育てに対する不安や孤立感の増大、また大都市を中心に保育所に子どもを預けたくても保育所の定員に余裕がないことなどから多くの待機児童が生じていることや、仕事と子育てを両立できる環境（ワーク・ライフ・バランス）の整備が十分でないことなど、多くの問題が挙げられています。

こうした歯止めのかからない少子化の進行に対し、国や地方自治体において法令の整備や大綱、計画の策定及びそれらに基づく様々な事業を実施するなどの対策を講じてきましたが、問題の解決には至っていないのが現状です。

国は、こうした現状に対処するため、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てをしやすい社会の実現を目指し、国や地域社会を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みの構築について検討を進めてきました。

その結果、保育所・園（以下「保育所」といいます。）や幼稚園及び認定こども園関係者、子育て支援当事者等による議論を経て、社会保障と税の一体改革の関連法として、2012年（平成24年）に「子ども・子育て支援法（以下「法」といいます。）」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「子ども・子育て関連3法」といいます。）が成立し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実等を柱とした子ども・子育て支援新制度が2015年（平成27年）4月から施行されることとなったものです。

■ 第1章 計画の策定にあたって

2 計画策定の趣旨

子ども・子育て関連3法の成立によりスタートすることとなった子ども・子育て支援新制度は、基礎自治体である市町村が幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体として位置づけられています。また、すべての子どもに良質な育成環境を保障するため、それぞれの子どもや家庭の状況に応じた子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うこととしています。

このため、市町村は、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な希望を含めた利用希望を把握した上で、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等の具体的な目標設定を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、必要な給付及び事業を計画的に実施していくこととされています。

Ⅱ 計画の位置づけ

1 計画の位置づけ

本計画は、法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけ、本市の子ども・子育て支援施策を推進するための計画として定めます。

2 他の計画との関係

本計画は、本市のまちづくりの総合計画である第6次総合計画を上位計画として、高崎市地域福祉計画、高崎市障害者福祉計画、高崎市男女共同参画計画、高崎市教育大綱のほか、こども憲章、こども都市宣言など、本市の福祉、教育に関する計画等との整合性を図り策定します。

また、第1期計画に引き続き、次世代育成支援行動計画の内容を盛り込んだ計画としています。

Ⅲ 計画の期間

本計画の期間は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5か年とします。

なお、社会状況の変化や計画の進捗状況等により随時必要な修正を加えていきます。

IV 計画策定の体制

1 高崎市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、法第77条第1項に基づき、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関わる事業の事業者、子育て支援団体の代表や学識経験者などで構成する高崎市子ども・子育て会議を設置しています。

本計画は、この会議において子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果や、パブリックコメントにより広く市民の方々からいただいた意見を聴き、計画に記載する内容等について審議し、策定したものです。

2 ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育て中の保護者のニーズや意見を把握するためにアンケート調査を実施しました。

本調査は、法第60条に定める基本指針に基づき実施したもので、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況と潜在的な利用希望のほか、子育てに関する生活実態や、子ども・子育てについて日頃感じていることなどを把握することを目的としたものです。

○ ニーズ調査の概要

- ・ 調査期間 平成31年2月1日から2月22日まで
- ・ 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- ・ 調査方法 郵送による配付、回収
- ・ 調査数、回収数及び回収率

調査対象者	就学前児童 の保護者	就学児童 (低学年)の保護者	合計
調査数	3,000件	1,000件	4,000件
回収数	1,622件	537件	2,159件
回収率	54.1%	53.7%	54.0%

第2章 高崎市の子ども・子育てを取り巻く状況

I 人口、世帯及び出生等の現状

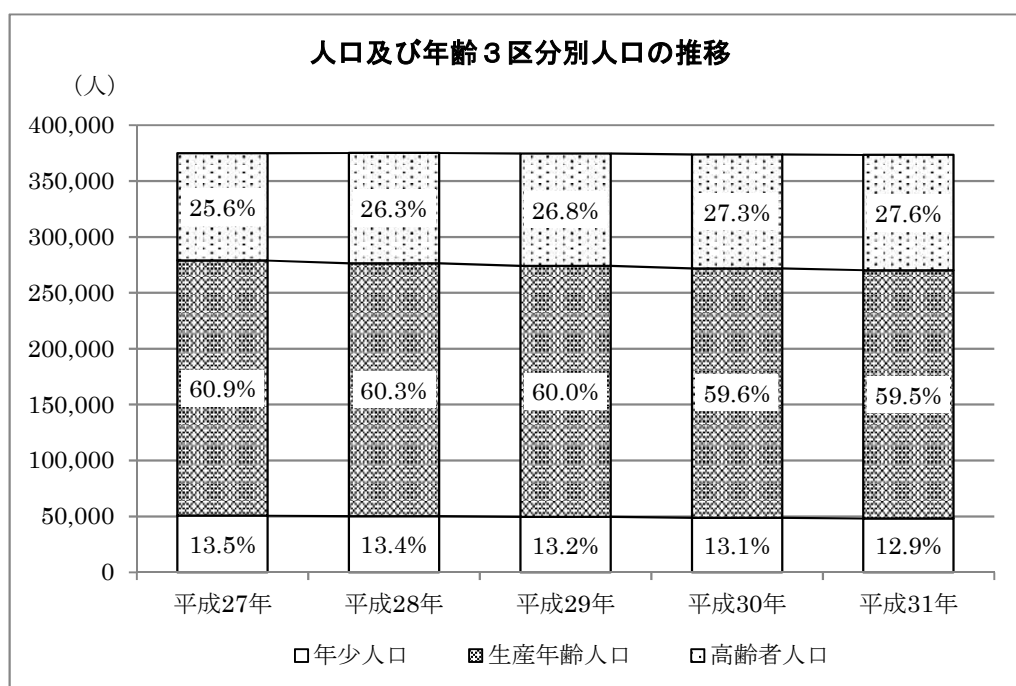
■ 出生数及び合計特殊出生率の推移

- 総人口はほぼ横ばいとなっています。
- 年齢3区分別人口の推移では、年少及び生産年齢人口が減少し、高齢者人口の割合が増加する、少子高齢化が進行しています。
- 年少人口 -0.6%、生産年齢人口 -1.4%、高齢者人口 +2.0%

(単位：人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
総人口	374,905	375,035	374,491	373,674	373,331
年少人口 (0~14 歳)	50,662	50,160	49,578	48,841	48,024
	13.5%	13.4%	13.2%	13.1%	12.9%
生産年齢人口 (15~64 歳)	228,214	226,340	224,522	222,937	222,124
	60.9%	60.3%	60.0%	59.6%	59.5%
高齢者人口 (65 歳以上)	96,029	98,535	100,391	101,896	103,183
	25.6%	26.3%	26.8%	27.3%	27.6%

※ 住民基本台帳(外国人を含む)。各年 4 月 1 日現在。



■ 出生数及び合計特殊出生率の推移

- 出生数は減少傾向にあります。
- 合計特殊出生率は全国を上回っていますが、ほぼ横ばいとなっています。
- 出生数 -377人、合計特殊出生率 -0.09人

出生数

(単位：人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
高崎市	3,129	3,013	2,964	2,986	2,752

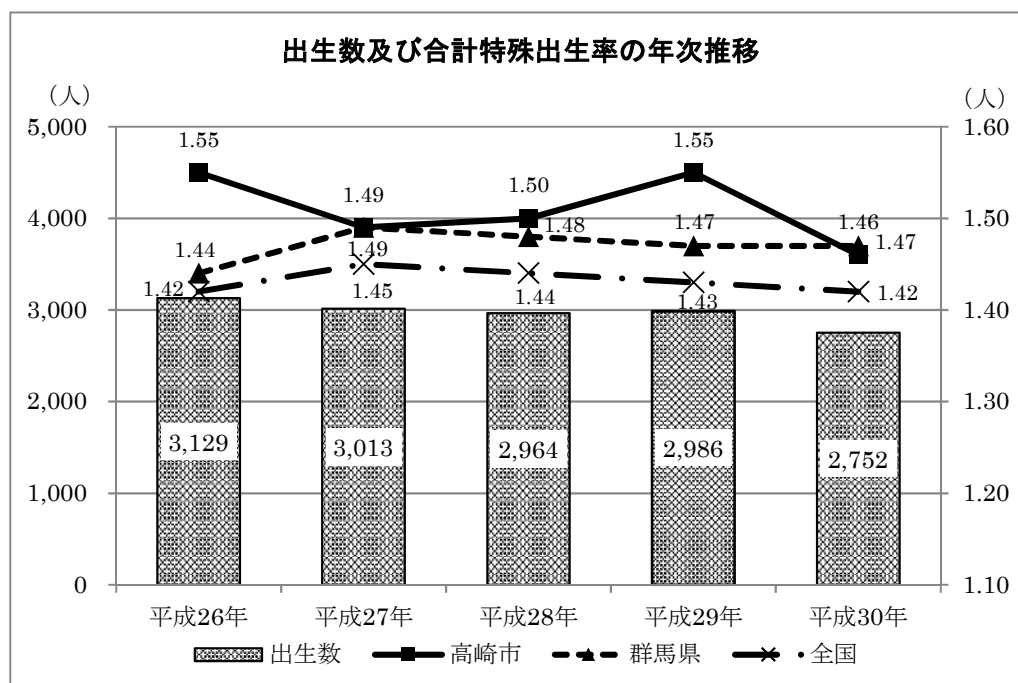
※ 群馬県健康福祉部健康福祉課「人口動態統計」

合計特殊出生率

(単位：人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
高崎市	1.55	1.49	1.50	1.55	1.46
群馬県	1.44	1.49	1.48	1.47	1.47
全国	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42

※ 群馬県健康福祉部健康福祉課「人口動態統計」



■ 第2章 高崎市の子ども・子育てを取り巻く状況

■ 世帯数及び世帯人員の推移

○ 人口は横ばいですが、世帯数は増加しており、世帯人員は減少しています。

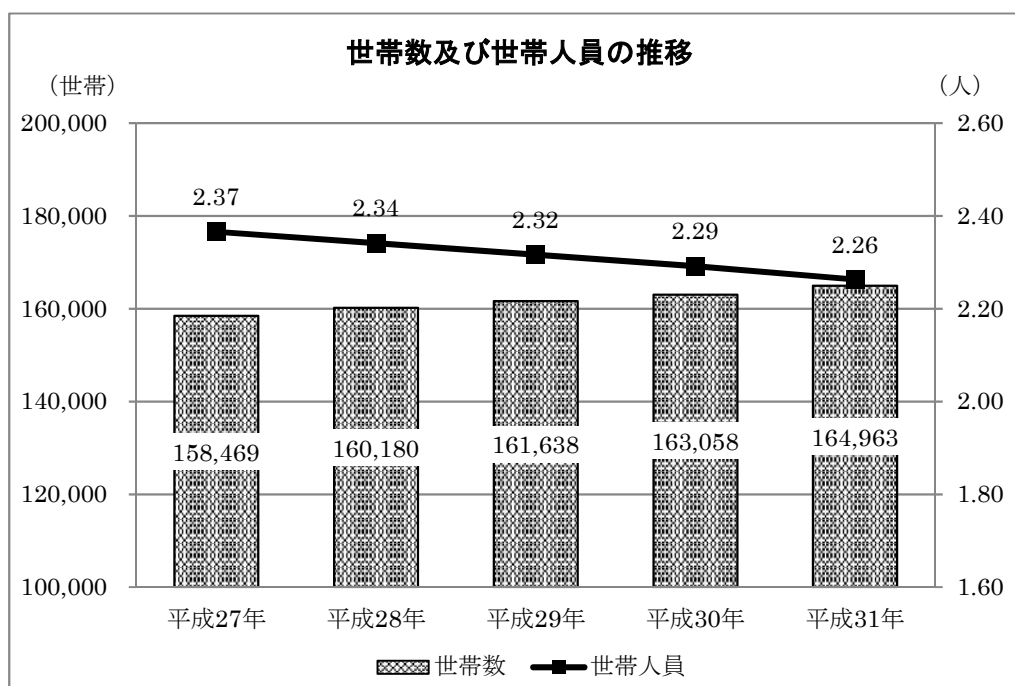
○ 世帯数 +6,494 世帯、世帯人員 -0.11 人

世帯数及び世帯人員

(単位：世帯・人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
世帯数	158,469	160,180	161,638	163,058	164,963
世帯人員	2.37	2.34	2.32	2.29	2.26

※ 住民基本台帳(外国人を含む)。各年 4 月 1 日現在。



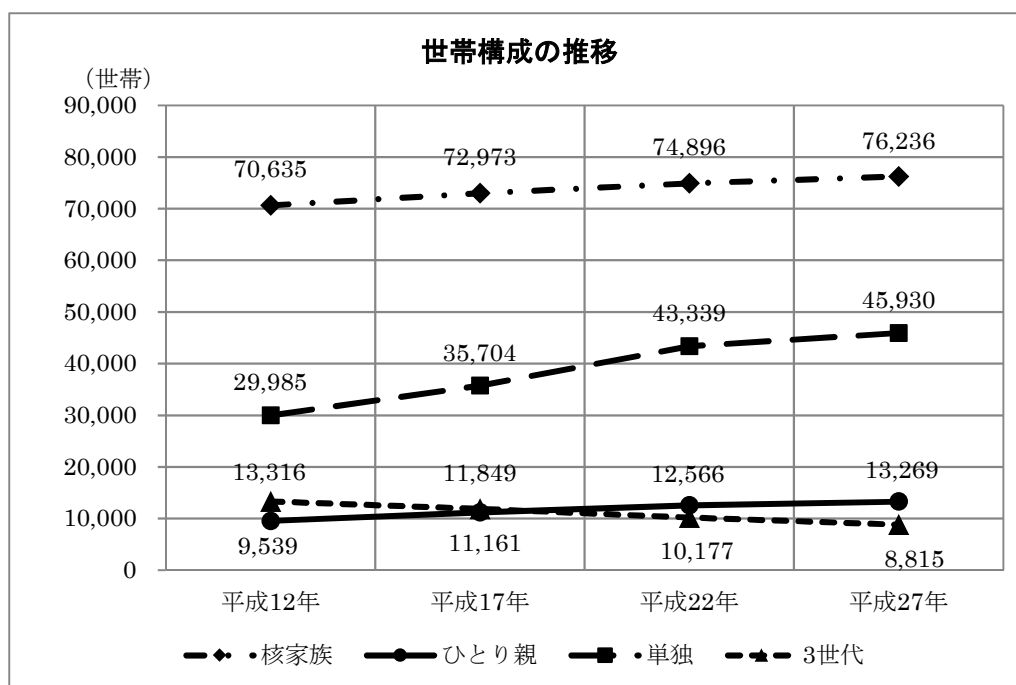
■ 世帯構成の推移

- 核家族、ひとり親、単独世帯は増加していますが、3世代同居は減少しています。
- 人口 +12,615人、核家族世帯 +5,601世帯、ひとり親世帯 +3,730世帯、単独世帯 +15,945世帯、3世代同居世帯 -4,501世帯

世帯構成

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
核家族 (夫婦のみ・夫婦と子ども)	70,635	72,973	74,896	76,236
ひとり親 (ひとり親と子ども)	9,539	11,161	12,566	13,269
単独 (1人)	29,985	35,704	43,339	45,930
3世代 (4世代以上を含む)	13,316	11,849	10,177	8,815
合計	123,475	131,687	140,978	144,250
人口	358,465	364,919	371,302	371,080

※ 国勢調査



Ⅱ 教育・保育施設等の状況

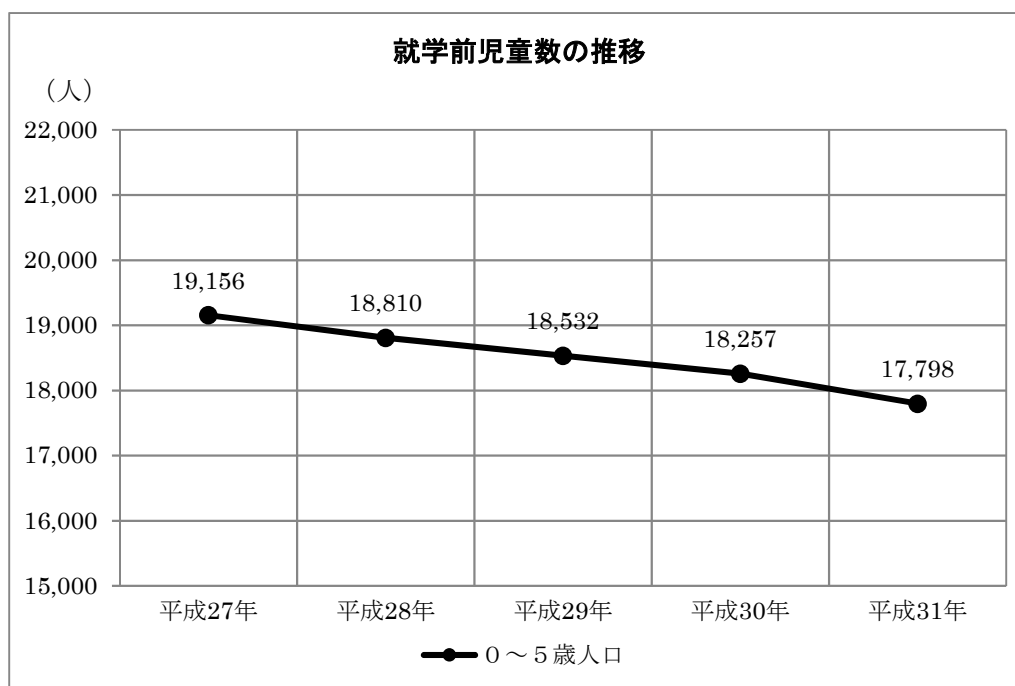
■ 年齢別就学前児童数の推移

- 就学前（0～5歳）児童数は減少しています。
- -1,358人

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	3,141	2,975	2,893	2,896	2,667
1歳	3,081	3,191	3,012	2,980	2,948
2歳	3,214	3,075	3,184	2,962	2,980
3歳	3,150	3,217	3,088	3,152	2,976
4歳	3,230	3,140	3,207	3,079	3,128
5歳	3,340	3,212	3,148	3,188	3,099
合計	19,156	18,810	18,532	18,257	17,798

※ 住民基本台帳(外国人を含む)。各年4月1日現在。



■ 教育・保育施設の利用状況

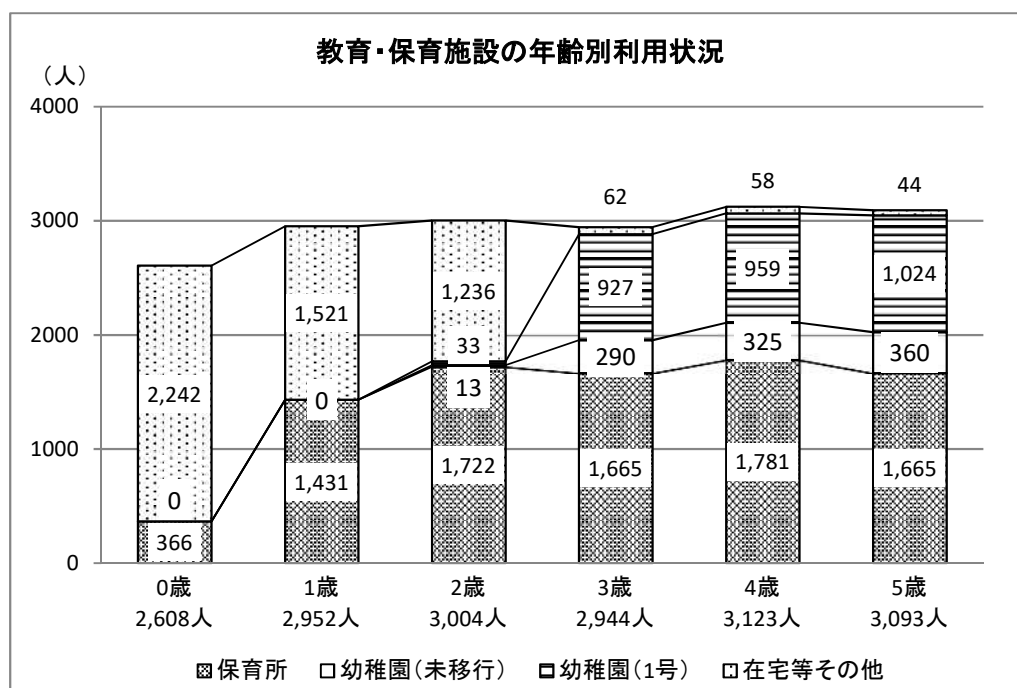
- 3～5歳児は、約98%が幼稚園又は保育所等を利用しています。
- 0歳児は約14%となっていますが、1歳児は約49%、2歳児は約59%となっています。

(単位：人)

		0歳	1歳	2歳(満3歳児)	3歳	4歳	5歳
児童数		2,608	2,952	3,004	2,944	3,123	3,093
幼稚園	未移行	0	0	13	290	325	360
	1号	0	0	33	927	959	1,024
	合計	0	0	46	1,217	1,284	1,384
		0	0	1.5%	41.3%	41.1%	44.8%
保育所		366	1,431	1,722	1,665	1,781	1,665
		14.0%	48.5%	57.3%	56.6%	57.0%	53.8%
在宅等その他		2,242	1,521	1,236	62	58	44
		86.0%	51.5%	41.2%	2.1%	1.9%	1.4%
合計		2,608	2,952	3,004	2,944	3,123	3,093

※ 令和元年5月1日の数値。

※ 認定こども園(教育部分)は幼稚園として、認定こども園(保育部分)、事業所内保育事業等は保育所として集計。



■ 第2章 高崎市の子ども・子育てを取り巻く状況

■ 教育・保育施設の利用の推移

- 3～5歳の利用児童数は、減少傾向にありますが、保育所の利用率は上昇しています。
- 0～2歳の利用児童数は、増加傾向にあります。
- 3～5歳児-0.2%、0～2歳児 +5.6%

3～5歳児

(単位：人)

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
児童数		9,687	9,588	9,410	9,405	
利用 状況	幼稚園 (3歳以上児)	未移行	3,015	2,583	2,059	1,454
		1号	1,451	1,684	2,165	2,590
		計	4,466	4,267	4,224	4,044
			46.1%	44.5%	44.9%	43.0%
	保育所		4,992	5,064	4,921	5,120
			51.5%	52.8%	52.3%	54.4%
	合計		9,458	9,331	9,145	9,164
			97.6%	97.3%	97.2%	97.4%

※ 各年度3月1日現在。(他市町村からの受託分を除く)

※ 認定こども園(教育部分)は幼稚園として、認定こども園(保育部分)、事業所内保育事業等は保育所として集計。

0～2歳児

(単位：人)

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
児童数		9,483	9,284	9,094	8,904	
利用 状況	幼稚園 (満3歳児)	未移行	334	317	280	193
		1号	64	124	165	208
		計	398	441	445	401
			4.2%	4.8%	4.9%	4.5%
	保育所		3,745	3,816	3,968	3,986
			39.5%	41.1%	43.6%	44.8%
	合計		4,143	4,257	4,413	4,387
			43.7%	45.9%	48.5%	49.3%

※ 各年度3月1日現在。(他市町村からの受託分を除く)

※ 認定こども園(教育部分)は幼稚園として、認定こども園(保育部分)、事業所内保育事業等は保育所として集計。

第3章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

本市では、これまでその時どきの社会情勢や福祉分野をめぐる環境の変化に柔軟に対応し、施策を進めてきました。

今後、ますますその役割が増加していくと見込まれる福祉施策に対しては、子どもやお年寄り、障害のある人、仕事をしながら子育てをする方々が、安心して暮らすことができ、活力ある都市にしていくと同時に、支えが必要な人や守っていくべき人たちへの「やさしい眼差しに満ちた市政」を進めています。

本計画の策定にあたっては、この姿勢を基本として、これまでの子ども・子育て支援施策を積み重ねながら今後の本市の子ども・子育て支援施策の更なる充実を図っていくため、基本となる指針を示します。

まずその手がかりとして、本市の子どもたちが自らの行動指針として策定した『たかさき子ども憲章』を紹介します。

◎ たかさき子ども憲章（全文）

わたしたち高崎の子どもは、自分たちの育った愛するこのまちで、緑いっぱいの環境や伝統的な文化を守り、夢や希望にあふれる未来をつくるための道しるべとして、市制110周年を記念し、この「たかさき子ども憲章」を定めます。

わたしたちは、一人ひとりの気持ちを考え、笑顔いっぱいの平和なまちにしていきます。

わたしたちは、自然を大切にし、緑あふれるきれいなまちをつくっていきます。

わたしたちは、地域の伝統を守り、高崎の新しい文化をつくっていきます。

わたしたちは、思いやりや感謝の気持ちを忘れず、人と人とのつながりを大切にしていきます。

わたしたちは、夢をかなえるために自分を信じ、努力と挑戦をしていきます。

■ 第3章 計画の基本的な考え方

この「たかさきこども憲章」は、高崎の子どもたちが未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく心身ともに健やかに成長していくために自ら考え行動する指針として、市制110周年を迎えた平成22年2月に制定したものです。

憲章の策定にあたっては、市内の全小・中学校、特別支援学校の代表者86人が憲章作成委員に任命され、子どもたちがそれぞれの考えや想いを出し合い、意見を交わしながら素案を作成し、子どもたちが議員と執行部に分かれ議論した「たかさきこども議会」を経て制定されました。

この、子どもたち自らが示した行動指針である「こども憲章」に対し、子どもたちを取り巻く大人の目線で、未来に向けて無限の可能性を持って輝く子どもたちを健やかに、心豊かに育てられる「高崎」をつくるための方針として定めたものが「こども都市宣言」です。

◎ こども都市宣言（全文）

明日の高崎、そして世界を担うのは、子どもたちです。

市民が育て、守ってきた伝統や精神、自然環境を受け継ぎ、子どもたち一人ひとりが、たくましく心豊かに成長することは、わたしたち高崎市民の願いです。

この願いを実現するために、わたしたちは安心して子どもを産み育てることができるまちづくりに取り組み、子どもの人権を尊重し、子どもたちが様々な可能性に挑戦できる社会をつくっていきます。

高崎市民がともに力を合わせ、大きな心で子どもを見守り、家庭、学校をはじめ地域社会全体で子どもを育てていくことを決意し、ここに「こどもをはぐくむ都市高崎」を宣言します。

この「こども都市宣言」は、本市の大人たちが協力して、子育てや子育て支援に取り組み、子どもたちが安心して暮らしていけるようなまち、子どもと子育てに優しいまちをつくっていかうとする決意を表明したもので、本市が中核市となった平成23年4月に宣言したものです。

本市では、子どもたち自らがその健やかな成長を誓った「こども憲章」を、家庭や地域社会全体で支えていくことの決意を表した「こども都市宣言」で包み込む、全国でも類を見ない子ども・子育て支援環境づくりを進めています。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。

この子どもたち一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、「こども憲章」での誓いを胸に健やかに成長し、「子どもの最善の利益」が実現できる社会を目指し、保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、子育ての感動とそれを通じた親としての成長に喜びや生きがいを実感できるよう、さらに地域社会は保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、「こども都市宣言」の決意を実践する社会を構築します。

□ 基本理念

すべての子どもがあらゆる可能性にチャレンジすることができ、
子育ての喜びを、親として、家庭で、地域社会全体で
感じることができる支えあいのまちづくり

Ⅱ 基本的視点

「子どもの最善の利益」を実現するための支えあいのまちづくりを進めていくため、この計画では基本理念に基づき、「子ども」、「保護者」そして「地域・子育て支援関係者」の3者の立場、視点からの方向性・目標を設定し、それぞれの権利や役割を明確にした子育て支援施策を推進していきます。

基本的視点1 子どもの視点からの方向性

○ あらゆる可能性にチャレンジできるサポート体制の構築

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。

その子どもたち一人ひとりがかけがいのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって育まれるためには成長や発達の段階に応じた適切な支援や質の高い教育・保育の提供は不可欠です。

本市の子どもたちが、たくましく、力強く成長し、明日の高崎、そして世界を担っていく存在としてあらゆる可能性にチャレンジできるサポート体制の構築を進めていきます。

基本的視点2 保護者の視点からの方向性

○ 子育てに喜びや生きがいを感じながら自らの成長をも実感し楽しむことができる支援体制の充実

保護者が子育てにおける第一義的な責任を果たし、子育ての権利を享受するとともに義務を果たすことができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する不安、孤立感を和らげ、また妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うことで、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合えることができる環境を整え、親としての成長の支援も実現し、子どもの成長と子育ての喜びを感じることができる支援体制の充実を図ります。

基本的視点3 地域・子育て支援関係者の視点からの方向性

○ 地域社会のすべての人たちが親子の成長を支え、見守り、共に喜びを分かち合える社会の構築

地域社会のあらゆる分野の構成員が、未来の社会を創造し、担う存在であるすべての子どもたちが健やかに成長できる社会の構築という目標を共有し、それぞれの知識や経験を最大限に活かした役割を果たし、地域の子どもの成長と、また親が親として成長していく姿を温かく見守りともに喜びを分かち合いながら、子どもの最善の利益が実現できる支えあいのまちづくりを進めていきます。

Ⅲ 施策の体系

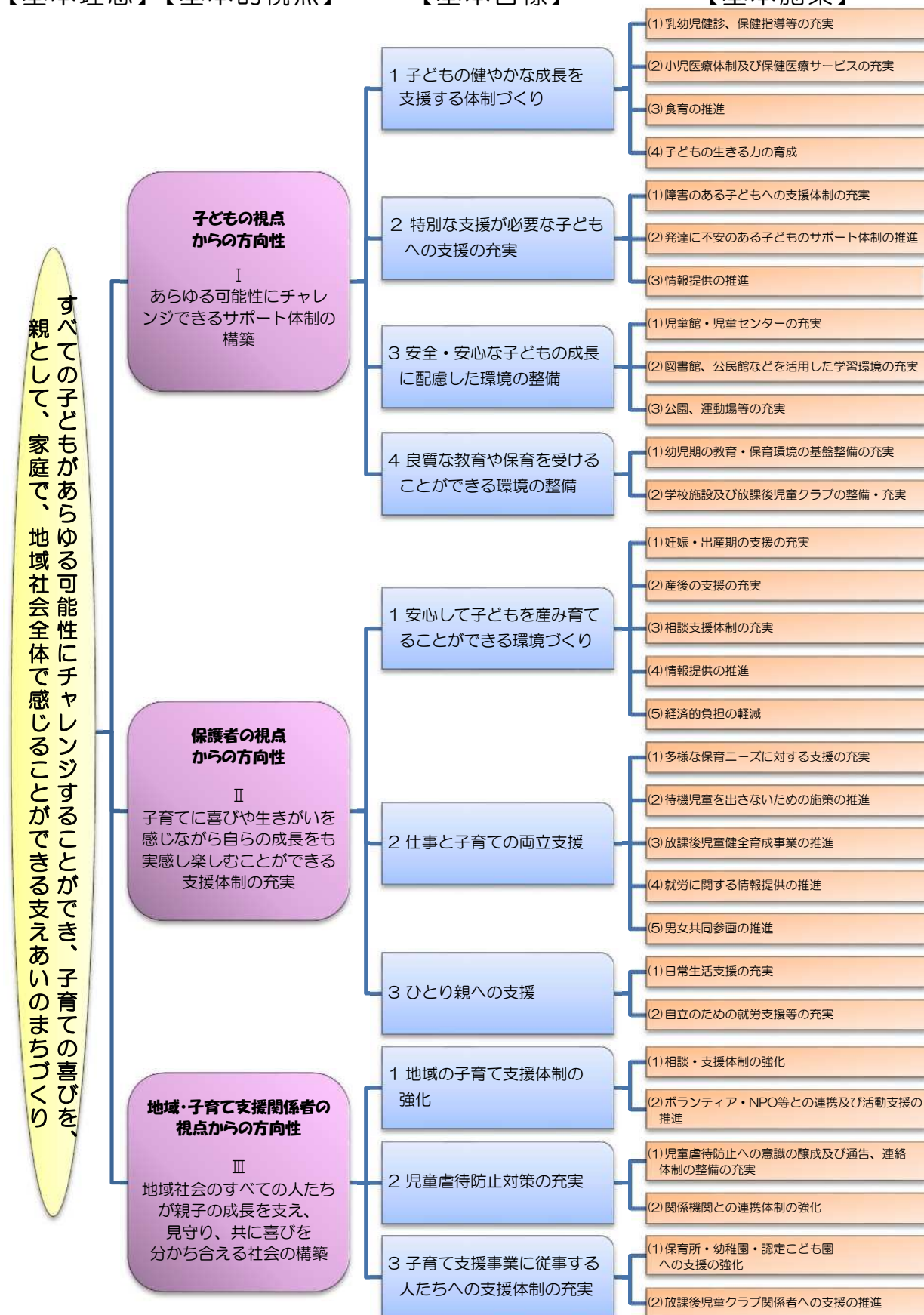
「子ども」「保護者」「地域・子育て支援関係者」それぞれの基本的な視点からの方向性・目標を実現するための施策を展開するため、基本的な目標を設定し、具体的な施策を実施していきます。

◎ 施策の体系図

【基本理念】【基本的視点】

【基本目標】

【基本施策】



第4章 取組んでゆく施策

I あらゆる可能性にチャレンジできるサポート体制の構築

1 子どもの健やかな成長を支援する体制づくり

子どもたちが未来を担うたくましい存在として成長する過程における基礎形成として、心と身体の健やかな成長は最も重要であるといえます。

子どもたちが心身ともに健やかに成長し、将来様々な可能性にチャレンジすることができる体制の充実を図っていきます。

(1) 乳幼児健診、保健指導等の充実

高崎市の母子保健事業は、国の『健やか親子21（第2次）』に基づいて実施しています。子どもの成長や発達段階に応じたきめ細かな健康診査を実施し、健やかな成長を見守り、支援します。

また、保護者に対する保健指導體制を充実し、育児不安等の軽減を図ります。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	股関節脱臼検診の実施	満2～3か月児を対象に各保健センターにおいて集団健康診査を実施します。	健康課
2	乳幼児健康診査（委託）の推進	3～4か月児を対象とする3か月児健康診査、9～10か月を対象とする9か月児健康診査は、市内委託医療機関において個別に実施します。	健康課
3	乳幼児健康診査（集団）の実施	1歳6か月児を対象とする1歳6か月児健康診査、3歳児を対象とする3歳児健康診査は、各保健センターにおいて集団で実施します。	健康課
4	2歳児個別歯科健康診査の実施	2歳3か月～2歳6か月児を対象に、市内委託医療機関において個別歯科健康診査を実施します。	健康課
5	あかちゃん学級の推進	4～5か月になる赤ちゃんを対象に、育児や離乳食についての相談を行います。	健康課
6	すくすく相談	7～8か月になる赤ちゃんを対象に、歯や離乳食、育児についての相談を行います。	健康課
7	個別保健指導	保護者の育児不安の解消のため、乳幼児健診等を活用し、個別に育児相談や必要な保健指導を実施します。また的確に対応できる支援体制を整備します。	健康課
8	離乳食教室	初めて離乳食を作る4か月児の保護者に、離乳食についての講話を行い、作り方のポイントをお知らせし、適切な離乳を行うことができるよう支援します。	健康課

■ 第4章 取組んでゆく施策

(2) 小児医療体制及び保健医療サービスの充実

夜間や休日に急に病気になった場合の体制の強化や法律等で定期予防接種とされているもののほか、任意接種となっているものに対しても一部公費負担を行うなど病状の重症化等の予防に努めます。

また、インフルエンザ等感染症の予防、拡大防止対策を進めていきます。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	夜間休日急病診療所	夜間等に急病になったときなどのために、高崎市夜間休日急病診療所において、内科と小児科の診療を実施します。	保健医療総務課
2	休日当番医	日曜・祝日・年末年始に、内科・小児科・外科・整形外科・婦人科・耳鼻咽喉科・眼科の休日当番診療を実施します。	保健医療総務課
3	小児救急医療体制整備	子どもが急な発熱などをおこした場合、いち早く市内の病院で治療を受けられるよう、24時間365日の小児救急医療体制を整備します。	保健医療総務課
4	定期予防接種の実施	感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防するために、予防接種を行うとともに公衆衛生の向上及び健康増進に寄与することを目的として実施します。 (B型肝炎・ヒブ・小児用肺炎球菌・四種混合・三種混合・不活性ポリオ・BCG・麻疹風疹混合・日本脳炎・二種混合・水痘)	保健予防課
5	任意予防接種(一部公費負担)の実施	乳幼児のおたふくかぜ(流行性耳下腺炎)、ロタウイルスワクチンにおいて、一部公費負担を実施します。	保健予防課
6	特別の理由により免疫が消失した子どもの再接種費用の助成	骨髄移植を受けた等の特別な理由により免疫が消失し、過去に接種済みの定期の予防接種の効果が期待できないと医師に判断された場合、再接種の費用を助成します。定期予防接種のうちBCGは4歳未満、小児用肺炎球菌は6歳未満、ヒブは10歳未満、四種混合は15歳未満とし、その他の予防接種については20歳に達するまでとします。	保健予防課
7	インフルエンザ、ノロウイルス等感染症の予防啓発、情報の発信、指導等。手洗いチェッカー貸出事業	感染症発生動向調査や予防啓発、情報発信等を実施し、必要に応じて指導を実施します。感染症予防の基本である手洗いについて、手洗いチェッカーを貸し出します。	保健予防課
8	小児慢性特定疾病医療費の支給	18歳未満(継続の場合は20歳まで)の小児慢性特定疾病にかかっている児童等に対し、医療費支給認定を受けることにより、医療費の一部を助成します。	保健予防課
9	小児慢性特定疾病医療費等特別助成	8の対象者が支払った自己負担額に相当する額、8の基準を満たさない者のうち市で独自に定める基準を満たす児童等に対する医療費の一部、8の認定に必要な医療意見書等の作成費用や通院費を助成します。ただし、福祉医療の対象となるものは除きます。	保健予防課

(3) 食育の推進

「食」に関する正しい知識を身に付け、成長・発達段階における適切な食事の摂り方や食習慣の定着などの実践により心身の健やかな成長に寄与する取組みを進めていきます。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	高崎市食育推進計画に基づく事業の推進	「高崎市第3次食育推進計画」に基づき、食育施策を総合的かつ計画的に推進します。	健康課
2	保育所・認定こども園・幼稚園での食育の推進	保育所・認定こども園・幼稚園では、子どもたちが食に関して正しい知識、習慣が身につけられるように、各園において、実情に合わせた「食育指導計画」を作成し、行事や調理体験など子ども参加型の取組みを通して、食育を推進します。	保育課 健康教育課
3	小中学校での学校給食の充実及び食育教育の充実	家庭科の授業や特別活動等において、栄養や食生活についての知識理解を深め、正しい食習慣を養います。また学校給食や学校保健委員会等を通じて家庭と連携し、食育を推進します。	健康教育課

(4) 子どもの生きる力の育成

子どもたちが未来を創る力として健やかに成長する過程において、身体の成長・健康とともに、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を養うことは非常に重要です。

確かな学力の向上、豊かな人間性の育成、心身の健康と体力の向上を柱として、生涯学び続け、心豊かにたくましく生きぬく子どもの育成に取り組めます。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	確かな学力向上の支援	一人ひとりの子どもの自己実現に向け、基礎・基本の確実な習得と、自ら学び考え行動する力の育成を目指して、各教科等の指導において、子どもにわかりやすい授業づくりを実践します。また、少人数指導やチームティーチングを充実させ、個に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。	学校教育課
2	豊かな人間性育成の支援	温かい人間関係づくりを基盤にすえ、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心が育つよう、道徳教育や特別活動、小学生を対象とした自然体験活動や中学生を対象としたやるベンチャーウィークなどの体験活動の充実を図ります。	学校教育課
3	心身の健康と体力の向上への支援	自分の健康に関心をもち、自らすすんで健康なからだをつくる、子どもを育成するため、保健・体育・食育を相互に関連付けた三位一体の健康教育を推進するとともに、家庭・地域と連携した健康に対する自己管理能力の育成を図ります。	健康教育課

■ 第4章 取組んでゆく施策

2 特別な支援が必要な子どもへの支援の充実

障害や発達の遅れ等の特性の有無に関わらず、すべての子どもがかけがいのない個性ある存在として認められ、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことができる環境の整備はとても大切です。

特別な支援が必要な子どもにとっても最善の利益を実現できる支援体制の充実を図ります。

(1) 障害のある子どもへの支援体制の充実

障害のある子どもが家庭や地域社会で適切な支援を受け、自立した生活を送ることができるよう、支援の充実を図ります。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	高崎市障害者福祉計画に基づく事業の推進	「第5次高崎市障害者福祉計画」に基づき、積極的に障害者福祉施策を推進します。	障害福祉課
2	児童発達支援事業の充実	療育の必要のある未就学児を対象に、質の高い日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援事業の充実・向上を図ります。	障害福祉課
3	放課後等デイサービス事業の充実	療育の必要がある就学している児童生徒を対象に、授業の終了後または休業日に、質の高い生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行う放課後等デイサービス事業の充実・向上を図ります。	障害福祉課
4	保育所等訪問支援事業の充実	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応の為に質の高い専門的な支援その他必要な支援を行なう保育所等訪問支援事業の充実・向上を図ります。	障害福祉課
5	障害児相談支援事業の充実	18歳未満の障害のある子どもの療育に関する相談支援を実施し、療養施設に通うための質の高い障害児支援利用計画を作成し、関係機関との連絡調整を行う障害児相談支援事業の充実・向上を図ります。	障害福祉課
6	障害者支援SOSセンターばる〜んにおける相談・支援の充実	年齢や障害の種類・状況を問わず、あらゆる障害に関する悩みごと等をいつでもワンストップで受け付け、対応を助言したり、関係機関や関係部署につなぐなど、障害のある人やその家族等への支援を行います。	障害福祉課
7	特別児童扶養手当の支給	精神または身体に重い障害のある児童（20歳未満）について、手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ります。	こども家庭課
8	障害児福祉手当の支給	在宅で常時介護を必要とする重度の障害児に対して手当を支給します。	障害福祉課
9	福祉医療費助成の実施	一定の障害を有する方に対して、医療費の自己負担金を助成する制度で、医療費の負担を軽減し、健康管理の向上及び福祉の増進を図ります。	保険年金課
10	育成医療の実施	18歳未満の障害児に対して、障害の軽減などのために医療費の助成を行います。	障害福祉課

(2) 発達に不安のある子どものサポート体制の推進

発達に不安や特性のある子どもを総合的にサポートし、乳幼児期から学齢期まで一貫した支援を行うことにより子どもたちが将来自立し社会参加するために必要な力を培える体制づくりを進めていきます。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	個別相談の充実	心理士、保健師、教諭、保育士、言語聴覚士、作業療法士等専門職による個別相談を随時実施し、発達に不安のある子どもとその保護者の相談に応じ、子育ての不安の軽減を図ると共に、関係機関と連携しながら総合的に支援していきます。	こども発達支援センター
2	保育所・認定こども園・幼稚園等巡回相談の推進	保育所・認定こども園・幼稚園の集団生活の中で保護者・保育士・教諭等の何らかの気づきを適切な支援につなげていくために心理士、保健師、教諭等のスタッフによる巡回相談を行い、支援します。	こども発達支援センター 保育課 学校教育課
3	学校訪問相談の充実	小・中学校の集団生活の中で保護者・教職員等の何らかの気づきを適切な支援につなげていくために心理士、保健師、教諭等のスタッフによる訪問相談を行い、支援します。	こども発達支援センター 学校教育課
4	乳幼児発達相談「にこにこるーむ」	各保健センターを会場に作業療法士による乳幼児の発達相談を行い、保護者と子どもが安心して日常生活を過ごせるよう支援します。	こども発達支援センター 健康課
5	ペアレントトレーニング	親が子どもの行動変容における心理やパターンを理解・分析し、問題行動を適切な対応で減少させることのできる技術を獲得することを目的とし、ペアレントトレーニングを実施します。	こども発達支援センター
6	気になる子への支援の推進	発達の遅れや、常同行動など他の子と少し違う行動が見られるなど、いわゆる気になる子に対し、保育所・認定こども園・幼稚園などで手厚い支援を受けられる体制づくりを図ります。	保育課 教職員課

(3) 情報提供の推進

障害のある子どもが家庭や地域社会で適切な支援を受け、自立した生活を送ることができるよう、情報提供の推進に努めます。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	障害児通所支援ガイドブック「そだてーる」の掲載	療育を必要としている児童が、適切な児童通所サービスを利用できるように、制度の説明及び事業所の紹介を行える障害児通所支援ガイドブック「そだてーる」を市HPに掲載しています。 制度を知りたい人や施設の情報を知りたい人が、手軽に素早く情報を入手することできるよう引き続き取り組んでいきます。	障害福祉課

3 安全・安心な子どもの成長に配慮した環境の整備

子どもたちが成長の段階に応じて、のびのびと思いっきり身体を動かしたり、ゆっくりと保護者とともに過ごすことができる施設等の子育て環境の充実、子どもの心身の発育に大きな影響を及ぼします。

子どもたちが安心して遊び、過ごすことができる環境の整備に努めます。

(1) 児童館・児童センターの充実

子どもの遊びを通して、健康の増進や情操を高めることを目的とした児童館・児童センターで、天候に左右されず子どもたちがのびのびと遊ぶことができる環境整備の充実を図ります。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	児童館・児童センターの充実	地域の子育て拠点として、健全な遊びを与えとともに異年齢交流の場を提供します。	こども家庭課
2	民間児童センターへの支援の充実	異年齢交流の場として利用できるように、民間の児童センターへのバックアップを行います。	こども家庭課

(2) 図書館、公民館などを活用した学習環境の充実

子どもの発達に応じた絵本などの充実や読み聞かせの会の開催など、親子で利用しやすい開かれた図書館の環境づくりを目指します。

また、公民館図書室の充実、開放を進めるほか、子育て支援講座等を開催し、子どもも保護者も共に学ぶことができる環境づくりを進めていきます。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	子ども向け絵本の充実及び保護者への情報提供	子育て中の親及び子どもに対する読書を通じた親子のふれあいの支援のため、絵本の充実や紹介に努めるとともに、子ども向け図書の貸し出しを促進します。	図書館 中央公民館
2	読み聞かせの会の推進	子育て中の親及び子どもに対する読書を通じた親子のふれあいの支援を目的とした読み聞かせ活動を促進します。	社会教育課 図書館 中央公民館
3	ブックスタート事業との連携の強化	ブックスタート事業は、赤ちゃんと保護者が絵本を通じて親子のふれあいや絆を深めるきっかけづくりを目的とした子育て支援事業です。事業の実施において、図書館や公民館図書室との連携強化を図ります。	こども家庭課 図書館 中央公民館
4	子育て支援講座等の充実	子育てやしつけなどの家庭教育の在り方を見つめ直してもらうため、より多くの親に働きかけ、家庭教育について考える機会を提供することにより、家庭の教育力の向上を図ります。	社会教育課 中央公民館
5	高崎子ども図書館（仮称）の整備	子どもたちが豊かな創造性や健やかな成長を育む場として、高崎駅東口の都市集客施設内に、高崎子ども図書館（仮称）を整備します。	市街地整備課 図書館

(3) 公園、運動場等の充実

近年、子どもの健康増進だけでなく豊かな人間性を形成するために、子どもの体力や運動能力を培うことの大切さが言われています。

子どもの成長の段階に応じた遊びや運動が安心してできる、心身の健康を増進できる環境整備を進めていきます。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	公園・緑地のユニバーサルデザイン化	公園出入り口や園路などの段差解消や水飲みなど、バリアフリーに対応した施設整備を進め、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した公園及び緑地を整備します。	公園緑地課
2	公園の整備	公園は、遊びの場やスポーツ・レクリエーションの場、自然や緑とふれあう場など、さまざまな役割を担っていることから、子どもたちが安全・安心に利用できる魅力ある公園づくりに取り組んでいきます。	公園緑地課
3	体育施設の整備	子どもからお年寄りまで、市民が各種のスポーツ活動に参加できるよう、市民ニーズを踏まえた整備を推進します。	スポーツ課

■ 第4章 取組んでゆく施策

4 良質な教育や保育を受けることができる環境の整備

幼稚園、保育所や認定こども園、また小中学校や放課後児童クラブは、子どもたちのそれぞれの成長・発達段階に応じた教育・保育を提供する必要があります。それぞれの施設や設備、運営上の面において、量的にも質的にも良好な環境の整備に努めます。

(1) 幼児期の教育・保育環境の基盤整備の充実

幼児期における学校教育や保育に対するニーズを捉えた必要な整備を進めていきます。

また、既存の認定こども園や認定こども園に移行する幼稚園、保育所に対し、必要な支援を行うとともに、利用者のニーズを踏まえ、適切に普及・促進を図っていきます。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	教育・保育施設に対する必要な基盤整備	教育・保育施設に対する必要な基盤整備を実施するとともに、認定こども園に移行する施設に対しても、適切に対応します。	保育課 教職員課

(2) 学校施設及び放課後児童クラブの整備・充実

小・中学校教育環境や放課後児童健全育成事業の充実を図ります。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	安心して学ぶことができる教育環境の整備	子どもたちが学校で安心して学習ができるよう、防犯・防災に対する体制の整備・充実に引き続き取り組んでいきます。	教育総務課
2	放課後児童クラブに対する必要な環境整備	保護者の就労等により放課後に保育が必要な児童が安心して過ごせるように、空き家および学校の余裕教室の活用や、必要な施設の整備など、地域の実状に応じて適切に対応します。	こども家庭課

Ⅱ 子育てに喜びや生きがいを感じながら 自らの成長をも実感し楽しむことができる支援体制の充実

1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

核家族化や地域のつながりの希薄化、さらには就労形態の多様化などにより、出産や育児に対し悩みや不安を抱えている人たちが増加している現状を踏まえ、様々な角度からその不安を和らげ、安心して出産、育児ができる環境の整備に取り組みます。

(1) 妊娠・出産期の支援の充実

子どもが欲しいという希望や出産期の様々な不安に対して適切な援助や支援を行い、安心して妊娠・出産・育児ができる体制の充実を図ります。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	一般不妊治療費助成事業の実施	子どもを授かりたいと願い不妊治療を行う人の負担軽減を図ります。	健康課
2	不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施	特定不妊治療（体外受精または顕微授精）を行っている夫婦の経済的な負担を軽減し、その治療に要する医療費の一部を助成し支援を行います。	健康課
3	不育症治療費助成事業の実施	不育症に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、その検査、治療に要する医療費の一部を助成し、支援を行います。	健康課
4	妊婦健康診査の充実	妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導や治療の推進を図ることを目的に、妊婦一般健康診査の助成を行います。	健康課
5	妊婦個別歯科健康診査の実施	かかりつけ医による、妊娠中の歯科健康診査・歯科保健指導を受けることで、う歯や歯周病の治療・予防を目指します。	健康課
6	マタニティーレッスン ・プレパパママ教室の実施	妊娠、分娩、育児、妊娠・授乳期の食事と栄養についての知識普及と交流会等を実施します。	健康課
7	おなかの赤ちゃんをみんな で守る事業の推進	母子健康手帳交付時に「マタニティ車用ステッカー」を、全妊婦に配布し、地域であたたかく気遣い、妊婦を見守ります。	健康課
8	多胎妊婦健康診査費助成の 実施	多胎児の妊婦は、単胎児の妊婦にくらべ、健康診査の回数が多くなります。このため、14枚交付している「妊婦健康診査受診票」を超えた分の費用の一部について助成を行います。	健康課
9	新生児聴覚検査費助成の 実施	聴覚障害を早期に発見し、適切な支援を講じるために有効とされる、新生児聴覚検査費用の一部を助成します。	健康課
10	子育てSOSサービス事業 の実施	妊娠中の人や乳幼児の保護者の心と身体にかかる負担軽減のため、ヘルパーを派遣して家事等を援助し、安心して育児や日常生活を営めるよう支援します。	保育課

■ 第4章 取組んでゆく施策

(2) 産後の支援の充実

出産後の保護者は、大きな精神的・身体的な不安や負担を感じ、また核家族化などを背景として近くに助けを求めることができる親族や知人がいない現状が多くあります。

産後の支援は、子どもだけでなく保護者の心身の健康を支えていくことが大切であり、こうした支援の充実を図ります。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	子育てSOSサービス事業の実施（再掲）	妊娠中の人や乳幼児の保護者の心と身体にかかる負担軽減のため、ヘルパーを派遣して家事等を援助し、安心して育児や日常生活を営めるよう支援します。	保育課
2	産婦個別歯科健康診査の実施	かかりつけ医による、産後の歯科健康診査・歯科保健指導を受けることで、う歯や歯周病の治療・予防を目指します。	健康課

(3) 相談支援体制の充実

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、近隣に相談ができる親族や知人がいないため、孤立感を感じている保護者が増加しています。

こうした保護者の不安や孤立感を和らげるための訪問による相談や、個別相談など相談支援体制の充実を図ります。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	助産師・保健師による訪問指導の推進	育児上の困難や不安を感じることが最も多い新生児期に家庭を訪問し、発育・生活環境等について助言し、育児不安の相談に応じ、安心して育児を行えるよう指導を行い、推進します。	健康課
2	母子等保健推進員活動の推進 (通称母推さん)	市長から委嘱を受けた地域の役員が、市と子育て家庭をつなぐ活動をしています。乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）と1歳児訪問では、乳幼児のいる家庭に伺い、健診等のお知らせや育児の悩みについて一緒に考えます。 市は、活動内容の周知や研修等の実施により、地域住民の健康と福祉の増進に寄与する母子等保健推進員の活動を支援します。	健康課
3	母子等保健推進員による乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みを聞き、必要に応じて市保健師につなげるなど、子育て支援に関する情報提供等を行います。	健康課
4	家庭児童相談の充実	子育てに悩んでいる人、悩みを相談する人が近くにいない人、不安のある人、母子生活支援施設への入所相談等、家庭児童に関する各種相談の充実を図ります。	こども家庭課 こども救済センター
5	子どもの発達相談の充実	個別相談や保育所・認定こども園・幼稚園への巡回相談、学校訪問等で支援を必要とする子どもやその保護者、及び保育士、教諭等の支援の充実を図ります。	こども発達支援センター

6	子育て相談の実施	子育てなんでもセンターは、子育て支援の拠点施設として、子育て中や妊娠中の方が、1か所で様々な相談ができ、必要な支援が受けられる体制を整えます。母子等健康相談、子どもの発達面の相談、教育相談等を行います。	子育てなんでもセンター
---	----------	---	-------------

(4) 情報提供の推進

生活スタイルの多様化や子育て観の変化などにより求められる子育て情報は多種多様であり、またインターネット等の普及により簡単に情報を手にすることが可能となった反面、情報があふれ真に必要な情報の判断に苦慮することも見受けられています。

保護者それぞれの環境や立場によって必要な情報を伝えたり、いつでも情報を手に入れることができる環境づくりを進めます。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	びよびよ広場の実施	出生体重 1,500g未満の児を対象に、低出生体重児の発育発達に合わせた育児についての情報提供を図り、家庭での療育を支援するとともに、当事者同士の交流の場を確保し、相互に支えあう力を育成することを目的としています。	健康課
2	保育所等入所案内等の配布	保育所・認定こども園（保育部分）入所案内は広報高崎や市のHPでの周知を行うほか、保育課・各支所保育担当課又は各施設において配布を行います。また、幼稚園・認定こども園（教育部分）に関する資料等も関連部署の窓口を設置及び配布を行います。	保育課 教職員課
3	子育て応援ブックの作成・配布	出産や子育てに関する各種サービスや相談窓口をわかりやすく掲載した情報誌を作成し、母子手帳交付時などに配布します。	こども家庭課
4	子育て応援情報サイト『ちゃいたか』の充実	子どもや子育てに関する情報を集めたポータルサイトとして、子育て中や子育てに関わっている人たちに対し、わかりやすく情報提供し、子育てに対する不安や悩みを軽減、解消できるよう充実を図ります。	こども家庭課
5	「すくいく」たかさき子育てサークル団体情報誌の作成・配布	子育てサークル団体に関する情報をわかりやすく掲載し、作成・配布します。	社会教育課
6	生涯学習情報サイト「まなびネットたかさき」の充実	市内各社会教育施設で実施する子育て支援講座の紹介、子育てサークル情報、家庭教育に関わる講師の紹介をします。	社会教育課
7	就園相談の実施	子育てなんでもセンターにおいて、保育所・認定こども園・幼稚園の情報提供・相談を行います。各園の園長等が輪番で相談を受け付けます。	子育てなんでもセンター

■ 第4章 取組んでゆく施策

(5) 経済的負担の軽減

子どもを希望する多くの夫婦が積極的に子どもを産む選択ができない主な理由として「子育てにお金がかかりすぎる」といった経済的理由が全体の約8割を占めています。

若年層の雇用環境は、非正規雇用割合の上昇等、厳しい状況にあることを踏まえ、法に基づく手当等の給付とともに市独自の施策による経済的負担の軽減に努めていきます。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	児童手当の支給	中学卒業までの児童を養育している者に、子育て家庭の生活を安定させ、生活の質が高まるよう支援するため、経済的負担の一部を支給します。	こども家庭課
2	福祉医療費助成（中学校3年生まで）の実施	中学校3年生まで（15歳到達後最初の3月31日まで）の子どもに対する医療費の助成制度で、医療に係る自己負担金を助成することにより、健康管理の向上及び福祉の増進を図ります。	保険年金課
3	幼児教育・保育の無償化の実施	保育所・認定こども園・幼稚園等を利用する3歳から5歳の全ての子どもについて、少子化対策を目的に保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の無償化を実施します。	保育課 教職員課
4	第3子目以降保育料無料化の実施	保育所・認定こども園（保育部分）の3歳未満児及び放課後児童クラブにおいて児童の属する世帯が子どもを3人以上扶養している場合、申請により第3子目以降に該当する入所児童の保育料の無料化を実施します。	保育課 こども家庭課
5	第3子目以降副食費無償化の実施	保護者が負担している副食費について、無償化の対象となる子どものうち、子どもの属する世帯が子どもを3人以上扶養している場合、第3子目以降に該当する子どもの副食費の無償化を実施します。	保育課 教職員課
6	実費徴収に係る補足給付事業の実施	一定の所得以下の世帯や第3子目以降の子どもがいる世帯等を対象に、保護者が教育・保育施設に支払うべき食事の提供に要する費用や日用品、文具などの購入等に要する費用の一部を助成します。	保育課 教職員課

2 仕事と子育ての両立支援

出産を機に仕事をやめる女性の割合は減少しているものの、実際に仕事をやめた女性の約4分の1が、仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立が難しいという理由で仕事をやめています。

就労形態の多様化や共働き家庭の増加など、多様な子育て支援ニーズを的確に捉え、仕事と子育ての両立を図ることができる環境づくりを進めていきます。

(1) 多様な保育ニーズに対する支援の充実

働きたくても子どもを預ける保育所・認定こども園がないため就労をあきらめている待機児童の問題が全国で発生している現状や、様々な就労形態による保育ニーズの多様化などの社会的な情勢を踏まえ、仕事を理由に出産・育児をあきらめることのないよう、同時に出産・育児を理由に就労をあきらめることがないような支援体制の充実を図ります。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	保育所等の施設の充実	保育所等の入所申込状況等を踏まえながら、待機児童が発生しないように施設の充実を図ります。	保育課
2	延長保育事業の充実	保護者からの保育ニーズに対応するため、通常の開所時間を延長して保育の充実を図ります。	保育課
3	休日保育事業の充実	保護者の就労等で休日の保育が必要になった場合の保育の充実を図ります。	保育課
4	一時預かり事業の充実	育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担軽減、保護者の疾病や災害等により家庭での保育が困難となる場合に、一時的な保育の充実を図ります。	保育課
5	幼稚園・認定こども園での一時預かり事業の充実	保護者の就労等の事由による保育ニーズに対応するため、幼稚園及び認定こども園の在園児(1号認定子ども)を主な対象とした一時預かり事業の充実を図ります。	教職員課 保育課
6	病児・病後児保育の充実	病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労等の理由により、保護者が保育できない場合に、子どもを預かる事業で、実施施設の充実を図ります。	保育課
7	子育て支援センターの充実	市内14の保育所・認定こども園、群馬福祉会館において、子育てに関する不安や疑問についての相談を受けたり、地域の保育情報の提供や活動状況の紹介などを行っています。 それぞれの実施場所で工夫しながら遊び場を提供し、親子、親同士、子ども同士のコミュニケーションづくりや子育てサークル活動などのお手伝いをしながら、地域での子どもの成長の見守り、子育て支援ができるよう機能の充実を図ります。	保育課
8	ファミリー・サポート・センター事業の充実	地域において子育ての援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、子育ての相互援助活動を行うことにより、安心してゆとりある子育てができる環境づくりを目指す活動を実施しています。 依頼・援助のコーディネートなどの支援体制や事業の周知等を引き続き充実させ、利用の促進を推進します。	保育課

■ 第4章 取組んでゆく施策

9	交流・プレイルーム事業の実施	子育てなんでもセンターにおいて、子育て中の人がお互いに情報交換できる交流の場や子どもたちの遊びの場を提供し、安心して子どもを産み、育てることができるよう機能の充実を図ります。	子育てなんでもセンター
10	託児ルーム事業の実施	子育てなんでもセンターにおいて、子育て中のリフレッシュ（映画鑑賞や観劇、買い物、美容院）等、どんな時でも気軽に利用できる託児ルーム事業を実施します。運営は、保育所などを運営する若手経営者で組織されたNPO法人ぐんまこどもわくわくサポーターズに委託をし、保育士の資格を持つスタッフが常勤します。	子育てなんでもセンター

(2) 待機児童を出さないための施策の推進

保育所等の定員増に伴う増築等必要な施設整備を継続して実施するほか、保育士の確保を進めるための本市独自の補助制度を推進します。

さらに、今後も需要が見込まれる保育ニーズに対応するため、保育士資格取得者が働きやすい環境の整備に努めます。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	保育所等への施設整備補助の充実	定員増に伴い増築等が必要な保育所等に対する財政支援の充実に努めます。	保育課
2	保育所等入所待機児童解消補助制度の推進	年度途中でも保育所等に入所することができるよう、必要な保育士の人件費の一部に対する補助制度の推進を図ります。	保育課
3	保育士資格取得（予定）者等に対する施設見学の実施	保育士資格の取得を目指す学生や一度保育士を経験したが子育て等によりブランクのあった方々等を対象として、実際の保育所等の見学や先輩保育士との懇談により資格取得後等に保育士として働くことに希望が持てるよう、必要な取組みを実施します。	保育課
4	保育士確保事業の実施	潜在的な保育士不足が見受けられるなか、需要が見込まれる保育ニーズに対応するため、人材派遣会社等を通じて保育士確保に努めます。	保育課

(3) 放課後児童健全育成事業の推進

保護者の就労等により放課後に保育が必要な児童に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る放課後児童健全育成事業を推進し、すでに実施している高学年の更なる受け入れの促進や、必要に応じて施設整備を行うなど事業の充実を図ることで、仕事と子育ての両立に寄与していきます。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	放課後児童クラブの運営に対する支援の推進	放課後児童クラブに対するハード面、ソフト面の支援を継続して実施し、地域の実情に応じた適切な取組みを行います。	こども家庭課

(4) 就労に関する情報提供の推進

市が行う就労に関する事業のほか、ハローワークや群馬県が実施する就労支援事業との連携・協力を推進していくとともに、出産等により仕事をやめた人たちなどの再就職支援のため、情報提供に努めます。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	市民就業相談の実施	就職・就労に関する悩みや相談に対し、就労支援団体や職業訓練実施など、各種支援機関の案内に努めます。	産業政策課
2	ハローワークとの連携	子育て中の人々の再就職を支援するため、求人情報の提供や就職面接会などハローワークと連携し、一人でも多くの人を就職につなげていけるよう努めます。	公共職業安定所 産業政策課
3	就労相談の実施	子育てなんでもセンターにおいて、出産、子育てを機に離職した人の再就職に向けた支援、子育てと仕事の両立などに関する相談、ハローワークと連携した求人情報の提供を行います。 毎週水曜日はハローワークが、火曜日から金曜日は就労活動等をサポートするNPO法人のスタッフが、相談を受け付けます。	子育てなんでも センター

(5) 男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識の解消を進め、男女がよきパートナーとしてともに責任を担い、性別にかかわらず一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できる社会の充実を図ります。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	高崎市男女共同参画計画に基づく事業の推進	「高崎市第4次男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画社会の形成に関する事業を推進します。	人権男女共同参画課
2	DV相談及び男女共同参画相談の充実	配偶者等からの暴力や、男女の日常生活で生じる問題などの相談に応じ、必要な支援を行います。	人権男女共同参画課
3	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	仕事と生活との調和の普及を図るため、男性も主体的に子育てや家事に関わることができるような講座の開催や、育児・介護休業の取得しやすい職場環境づくりに向けた啓発に努めます。	人権男女共同参画課

3 ひとり親への支援

様々な理由によりひとり親となった家庭は、経済的な困窮、就労における課題、子どもの養育の状況など、様々な問題を抱えている家庭の割合が高く、その子どもの成長の過程においてその夢や希望をあきらめなければならないことがあります。

ひとり親家庭の保護者の負担軽減や、子どもがそれぞれの成長段階で夢や希望の実現に向けチャレンジできる支援を進めていきます。

(1) 日常生活支援の充実

ひとり親家庭が抱える経済的・精神的な困難に対する支援を行い、日常生活の安定を図りながら自立に向けた支援の充実を図ります。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	児童扶養手当の支給	父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童を対象に、育成される家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。	こども家庭課
2	ひとり親家庭等への医療費助成の実施	ひとり親家庭で19歳未満(18歳到達後最初の3月31日まで)の児童とその扶養者に対して医療費の自己負担分を助成する制度で、医療費の負担を軽減し、健康管理の向上及び福祉の増進を図ります。	保険年金課
3	ひとり親家庭児童入学(卒業)祝金の支給	ひとり親家庭の児童が小学校に入学する場合、またはひとり親家庭の児童が中学校を卒業する場合、保護者の方に入学(卒業)祝金を支給します。	こども家庭課
4	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)の推進	保護者が疾病や仕事等の社会的な事由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童福祉施設で一時的に養育をします。	こども救援センター
5	未婚のひとり親に対する寡婦(夫)のみなし適用	税法上、寡婦(夫)控除を受けられない婚姻歴のないひとり親に対し、寡婦(夫)控除等をみなし適用し、負担軽減を図ります。申請に基づき認定された場合は、寡婦(夫)控除が適用されたものとして使用料等を算定します。	こども家庭課

(2) 自立のための就労支援等の充実

ひとり親家庭の保護者がよりよい収入や雇用条件で就労することができるようにするための援助や、子どもの学費や事業開始のための資金の貸付等を行うことによってひとり親家庭の自立の推進を図ります。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	高等職業訓練促進給付金等の事業の推進	母子家庭の母又は父子家庭の父の自立促進を図るため、促進費及び一時金を支給し、生活の安定に資する資格の取得を支援します。	こども家庭課
2	自立支援教育訓練給付金事業の推進	母子家庭の母又は父子家庭の父の職業能力開発を支援し、ひとり親家庭の自立促進を図るために訓練給付金を支給し、母子・父子家庭の自立を推進します。	こども家庭課

3	高卒認定試験合格支援給付金の充実	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び、その子どもが高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、対策講座の授業費用の一部を補助し、ひとり親家庭の親及び、その子どもの学びなおしを支援します。	こども家庭課
4	母子父子寡婦福祉資金貸付金の充実	母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立と児童の福祉を増進するための貸付の充実を図ります。	こども家庭課
5	母子・父子自立支援員による相談体制の充実	母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭等の自立に向けた総合的な支援、相談の充実を図ります。	こども家庭課

Ⅲ 地域社会のすべての人たちが親子の成長を支え、見守り、共に喜びを分かち合える社会の構築

1 地域の子育て支援体制の強化

様々な社会的要因を背景に地域のつながりの希薄化とともに地域の子育て力の低下が懸念されていますが、子育て中の保護者が子育てに不安や孤立感を持つことがなくなるようにするには地域の支援や見守りが不可欠です。

行政による支援の強化とともに、地域の人たちによる子育てに対する見守りを強化し、地域社会全体の子育て支援体制の充実を図っていきます。

(1) 相談・支援体制の強化

出産や子育てに対する相談や指導体制の充実を図るとともに、地域に出ることを躊躇している保護者には訪問による相談等を行い、子育ての不安を取り除く体制を強化していきます。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	健康課保健師等による相談指導等の充実	妊産婦・新生児を対象に家庭訪問をし、疾病予防と育児不安等の軽減のために必要な保健指導、助言を行い、また健(検)診等で発達や養育に不安のある母子を対象に、養育指導と不安解消のための相談を受け付けます。	健康課
2	母子等保健推進員活動の推進(通称母推さん)(再掲)	市長から委嘱を受けた地域の役員が、市と子育て家庭をつなぐ活動をしています。乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)と1歳児訪問では、乳幼児のいる家庭に伺い、健診等のお知らせや育児の悩みについて一緒に考えます。 市は、活動内容の周知や研修等の実施により、地域住民の健康と福祉の増進に寄与する母子等保健推進員の活動を支援します。	健康課
3	乳幼児健康診査未受診者対策の強化	乳幼児健康診査未受診者をもらさず受診勧奨を行い、もれなく発育・発達の確認を行います。	健康課
4	養育支援等必要な訪問支援の実施	子育てに不安を抱えていたり、さまざまな理由により子どもの養育に支援を必要としている家庭等に対して、専門職員や保健師等が訪問を行い、保護者の育児不安の軽減や定期的な訪問支援等を行うことにより、養育力の向上や児童虐待等の未然防止を図ります。	こども救援センター 健康課

■ 第4章 取組んでゆく施策

5	子育て世代包括支援センター事業	<p>保健センター6か所とこども家庭課（子育てなんでもセンター）、こども救援センターにおいて以下の業務を推進します。</p> <p>■全ての妊産婦・乳幼児・保護者等、子育て世代を対象として、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、関係各機関と連携調整を行い、地域・関係各機関へ子育て情報等の発信に努めます。</p> <p>■母子健康手帳交付時に保健師・助産師が行う面談の機会を活用し、必要な情報の把握と相談に応じ、適切な関係機関・支援を紹介するなどして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。</p>	<p>健康課 こども家庭課 子育てなんでもセンター こども救援センター</p>
---	-----------------	---	---

(2) ボランティア・NPO等との連携及び活動支援の推進

子どもたちの健やかな成長の支援には、保護者や事業者、行政だけでなく地域で活躍するボランティアの方々やNPO・子育て支援団体等の協働が不可欠です。

ボランティアやNPO等との連携・協力体制を進めていくとともに、これらの方々が活動しやすい環境の整備及び支援の充実を図ります。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	ファミリー・サポート・センター事業の会員への支援	地域における子育て援助の担い手であるファミリー・サポート・センター事業の「まかせて会員」になりやすい環境の整備と、その支援の充実を図ります。	保育課
2	ブックスタート事業の推進	赤ちゃんと保護者が絵本を通じて、親子のふれあいや絆を深めるきっかけづくりを目的としたブックスタート事業を地域の読み聞かせボランティアへ委託し、協働で推進します。	こども家庭課
3	こども基金助成事業の充実	主体的に子育て支援活動を行う団体を対象として、高崎市こども基金からその活動費の一部を助成することで、子育て支援活動の支援の充実を図ります。	こども家庭課
4	『ちゃいたか』サポーターの活動支援の充実	子育て応援情報サイト「ちゃいたか」では、市民ボランティアの「ちゃいたかサポーター」が子育て等の情報を発信します。新規サポーターへの全3回の研修やサポーター会議等を開催し、活動支援の充実を図ります。	こども家庭課

2 児童虐待防止対策の充実

本市においても児童虐待相談・対応件数が増加する中、新設したこども救援センターでは、虐待対応の迅速化ときめ細やかな支援を行うため、専門職の配置も含めた体制の強化を図ります。

地域の見守りや関係機関との更なる連携により、虐待の早期発見・早期対応と未然防止に努めていきます。

(1) 児童虐待防止への意識の醸成及び通告、連絡体制の整備の充実

児童虐待の未然防止、早期発見には地域住民からの通告や連絡などが不可欠です。虐待の可能性があると感じた場合は、すぐに関係機関等へ通告する意識の醸成を図ると同時に、通告をしやすく、受けやすい環境整備の充実を図ります。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	相談・訪問支援体制の強化	適切な児童家庭相談援助活動、虐待通告があった場合等の迅速な対応とその後の適切な支援体制を強化します。	こども救援センター
2	虐待通告24時間電話受付体制の実施	24時間電話相談等窓口を開設し、虐待通告や相談等の支援体制の充実を図ります。	こども救援センター
3	オレンジリボンキャンペーンの推進	毎年11月は、国が推進する児童虐待防止推進月間です。期間中は研修会を開催するなど、児童虐待防止に向けた啓発活動を実施します。	こども救援センター

(2) 関係機関との連携体制の強化

通告があった場合の迅速な対応や情報共有には、日頃からの緊密な連携体制が重要となります。

ケースに応じた迅速かつ適切な対応をとることができる連携体制の強化に努めます。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	群馬県児童相談所等関係機関との連携・情報共有体制の充実	児童福祉機関や保健医療機関、教育機関等の関係機関による連携を強化し、ケース会議等の情報共有や必要に応じた緊急会議を開催します。	こども救援センター
2	高崎市こどもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）の充実及び強化	要保護児童の早期発見や適正な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために設置され、各関係機関との連携・協力を確保しながら、要保護児童等に対する総合的な支援を実施します。	こども救援センター

3 子育て支援事業に従事する人たちへの支援体制の充実

子どもや子育て支援において保育所・認定こども園・幼稚園は地域の中核的な役割を担う施設であり、また放課後児童クラブもその必要性・重要性が高まっています。

こうした施設に対する質的・量的な支援の充実に図り、保護者や子どもたちが安心して利用できる環境づくりを進めていきます。

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園への支援の強化

共働き世帯の増加などにより、乳幼児の保育ニーズは今後も一定の増加が見込まれており、子育てをしながら仕事との両立を図ることの環境整備には、保育施設のソフト・ハードのいずれの充実も不可欠です。保育施設との緊密な連携、協力体制の整備及び支援の充実に図っていきます。

また、本市の幼児教育の充実には、教育施設と市との密接な関係を構築していくことが必要になります。保育施設の支援と同様、教育施設に対する支援の充実に図っていきます。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	保育所等の環境整備に対する財政支援の充実	保育ニーズに対応するための施設整備や、途中入所が可能となるような運営に対して、財政支援を実施するなど保育所等における環境整備に努めます。	保育課
2	私立幼稚園の運営に対する支援の実施	私立幼稚園の教育の振興及びその経営の健全化を支援するため、運営費の一部に対する補助を実施します。	教職員課
3	認定こども園移行施設に対する援助の実施	認定こども園に移行する施設に対し、円滑に移行ができるよう、適切な支援を行います。	保育課 教職員課

(2) 放課後児童クラブ関係者への支援の推進

共働き家庭の増加などにより、放課後児童クラブの充実は緊急の課題であり、質・量ともにその充実が望まれています。

子どもたちが実りのある放課後を過ごすために、放課後児童クラブ関係者との連携、協力体制を推進し、その環境整備や支援の強化を図っていきます。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	放課後児童支援員等を対象とした研修会の実施	設備及び運営に関する基準を定めた条例でも、事業者が支援員等の資質向上のための研修会を確保しなければならないことが定められているため、職員の知識及び技術の向上が図れるよう、県と連携しながら各種研修会の実施に努めてまいります。	こども家庭課

◎ 基本的視点における事業等一覧

基本的視点	基本目標	基本施策	事業名等
I 子どもの視点からの方向性	子どもの健やかな成長を支援する体制づくり	乳幼児健診、保健指導等の充実	股関節脱臼検診の実施
			乳幼児健康診査（委託）の推進
			乳幼児健康診査（集団）の実施
			2歳児個別歯科健康診査の実施
			あかちゃん学級の推進
			すくすく相談
			個別保健指導
			離乳食教室
		小児医療体制及び保健医療サービスの充実	夜間休日急病診療所
		休日当番医	
		小児救急医療体制整備	
		定期予防接種の実施	
		任意予防接種（一部公費負担）の実施	
		特別の理由により免疫が消失した子どもの再接種費用の助成	
		インフルエンザ、ノロウイルス等感染症の予防啓発、情報の発信、指導等。手洗いチェッカー貸出事業	
	小児慢性特定疾病医療費の支給		
	小児慢性特定疾病医療費等特別助成		
	食育の推進	高崎市食育推進計画に基づく事業の推進	
	保育所・認定こども園・幼稚園での食育の推進		
	小中学校での学校給食の充実及び食育教育の充実		
	子どもの生きる力の育成	確かな学力向上の支援	
	豊かな人間性育成の支援		
	心身の健康と体力の向上への支援		
	特別な支援が必要な子どもへの支援の充実	障害のある子どもへの支援体制の充実	高崎市障害者福祉計画に基づく事業の推進
			児童発達支援事業の充実
			放課後等デイサービス事業の充実
			保育所等訪問支援事業の充実
			障害児相談支援事業の充実
			障害者支援 SOS センターばる〜んにおける相談・支援の充実
			特別児童扶養手当の支給
			障害児福祉手当の支給
			福祉医療費助成の実施
		発達に不安のある子どものサポート体制の推進	個別相談の充実
		保育所・認定こども園・幼稚園等巡回相談の推進	
		学校訪問相談の充実	
		乳幼児発達相談「にこにこるーむ」	
		ペアレントトレーニング	
		気になる子への支援の推進	
	情報提供の推進	障害児通所支援ガイドブック「そだてーる」の掲載	
	安全・安心な子どもの成長に配慮した環境の整備	児童館・児童センターの充実	児童館・児童センターの充実
			民間児童センターへの支援の充実
		図書館、公民館などを活用した学習環境の充実	子ども向け絵本の充実及び保護者への情報提供
読み聞かせの会の推進			
ブックスタート事業との連携の強化			
子育て支援講座等の充実			
高崎子ども図書館（仮称）の整備			
公園、運動場等の充実		公園・緑地のユニバーサルデザイン化	
		公園の整備	

■ 第4章 取組んでゆく施策

		体育施設の整備
良質な教育や保育を受けることができる環境の整備	幼児期の教育・保育環境の基盤整備の充実	教育・保育施設に対する必要な基盤整備
	学校施設及び放課後児童クラブの整備・充実	安心して学ぶことができる教育環境の整備 放課後児童クラブに対する必要な環境整備

基本的視点	基本目標	基本施策	事業名等
II 保護者の視点からの方向性	安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	妊娠・出産期の支援の充実	一般不妊治療費助成事業の実施
			不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施
			不育症治療費助成事業の実施
			妊婦健康診査の充実
			妊婦個別歯科健康診査の実施
			マタニティーレッスン・プレバパママ教室の実施
			おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業の推進
			多胎妊婦健康診査費助成の実施
			新生児聴覚検査費助成の実施
			子育てSOSサービス事業の実施
		産後の支援の充実	子育てSOSサービス事業の実施（再掲）
			産婦個別歯科健康診査の実施
		相談支援体制の充実	助産師・保健師による訪問指導の推進
			母子等保健推進員活動の推進（通称母推さん）
			母子等保健推進員による乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進
			家庭児童相談の充実
			子どもの発達相談の充実
		情報提供の推進	子育てなんでもセンターでの子育て相談の実施
			びよびよ広場の実施
	保育所等入所案内等の配布		
子育て応援ブックの作成・配布			
子育て応援情報サイト『ちゃいたか』の充実			
「すくいく」たかさき子育てサークル団体情報誌の作成・配布			
生涯学習情報サイト「まなびネットたかさき」の充実			
子育てなんでもセンターでの就園相談の実施			
経済的負担の軽減	児童手当の支給		
	福祉医療費助成（中学校3年生まで）の実施		
	幼児教育・保育の無償化の実施		
	第3子目以降保育料無料化の実施		
	第3子目以降副食費無償化の実施		
	実費徴収に係る補足給付事業の実施		
仕事と子育ての両立支援	多様な保育ニーズに対する支援の充実	保育所等の施設の充実	
		延長保育事業の充実	
		休日保育事業の充実	
		一時預かり事業の充実	
		幼稚園・認定こども園での一時預かり事業の充実	
		病児・病後児保育の充実	
		子育て支援センターの充実	
		ファミリー・サポート・センター事業の充実	
		子育てなんでもセンターでの交流・プレイルーム事業の実施	
		子育てなんでもセンターでの託児ルーム事業の実施	
	待機児童を出さないための施策の推進	保育所等への施設整備補助の充実	
		保育所等入所待機児童解消補助制度の推進	
		保育士資格取得（予定）者等に対する施設見学の実施	
		保育士確保事業の実施	

■ 第4章 取組んでゆく施策

		放課後児童健全育成事業の推進	放課後児童クラブの運営に対する支援の推進
		就労に関する情報提供の推進	市民就業相談の実施
			ハローワークとの連携
			子育てなんでもセンターでの就労相談の実施
		男女共同参画の推進	高崎市男女共同参画計画に基づく事業の推進
			DV相談及び男女共同参画相談の充実
	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進		
	ひとり親への支援	日常生活支援の充実	児童扶養手当の支給
			ひとり親家庭等への医療費助成の実施
			ひとり親家庭児童入学（卒業）祝金の支給
			子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の推進
		自立のための就労支援等の充実	未婚のひとり親に対する寡婦（夫）のみなし適用
			高等職業訓練促進給付金等の事業の推進
			自立支援教育訓練給付金事業の推進
高卒認定試験合格支援給付金の充実			
		母子父子寡婦福祉資金貸付金の充実	
		母子・父子自立支援員による相談体制の充実	

基本的視点	基本目標	基本施策	事業名等
Ⅲ 地域・子育て支援関係者の視点からの方向性	地域の子育て支援体制の強化	相談・支援体制の強化	健康課保健師等による相談指導等の充実
			母子等保健推進員活動の推進（通称母推さん）（再掲）
			乳幼児健康診査未受診者対策の強化
			養育支援等必要な訪問支援の実施
		子育て世代包括支援センター事業	
		ボランティア・NPO等との連携及び活動支援の推進	ファミリー・サポート・センター事業の会員への支援
	ブックスタート事業の推進		
	こども基金助成事業の充実		
	『ちやいたか』サポーターの活動支援の充実		
	児童虐待防止対策の充実	児童虐待防止への意識の醸成及び通告、連絡体制の整備の充実	相談・訪問支援体制の強化
			虐待通告24時間電話受付体制の実施
			オレンジリボンキャンペーンの推進
		関係機関との連携体制の強化	群馬県児童相談所等関係機関との連携・情報共有体制の充実
			高崎市こどもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）の充実及び強化
子育て支援事業に従事する人々への支援体制の充実	保育所・幼稚園・認定こども園への支援の強化	保育所等の環境整備に対する財政支援の充実	
		私立幼稚園の運営に対する支援の実施	
		認定こども園移行施設に対する援助の実施	
	放課後児童クラブ関係者への支援の推進	放課後児童支援員等を対象とした研修会の実施	

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

I 子ども・子育て支援法に基づく量の見込み及び確保方策

1 法に基づく量の見込み及び確保方策の趣旨

法では、市町村は、基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることになっています。

事業計画には、教育・保育等の現在の利用状況等を参考に教育・保育提供区域ごとに、5年間の教育・保育等の必要利用定員総数（量の見込み・需要）と供給体制の確保の内容（確保方策・供給）を具体的な数値目標として設定することとされています。

本市においては、今後、さまざまな施策の実施により社会的な状況等の変化等も考えられ、将来の状況が不透明であることから現状での実績を参考に数値を設定することを基本としています。

また、本計画における教育・保育提供区域は、本市全域を1区域とします。

2 量の見込み等の設定の対象となる事業

量の見込み及び確保方策の設定の対象となる事業は次のとおりです。

区分	設定区分・事業名	内容・設定細目等
教育・保育	1号認定	3～5歳：保育の必要性なし
	2号認定	3～5歳：保育の必要性あり
	3号認定	1・2歳：保育の必要性あり 0歳：保育の必要性あり
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	
	時間外保育事業（延長保育事業）	
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	
	一時預かり事業	
	幼稚園での一時預かり事業	
	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	
	病児・病後児保育事業	
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	妊婦健康診査	
	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	
	養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
実費徴収に係る補足給付事業（※）		

（※） 実費徴収に係る補足給付事業については、量の見込み等を作成する事業の対象外。

3 児童数の推計

量の見込み等の設定にあたり、計画期間内の児童数を推計します。

児童数の推計にあたっては、人口動態の状況や出生数の推移等を踏まえて見込むこととされています。本市の総人口は過去5年間ほぼ同水準を保っているものの、就学前（0～5歳）児童数においてはこれまで減少傾向で推移しており、平成31年4月1日現在17,798人で、18,000人を下回る状況となりました。

したがって、本計画においては計画策定時の児童数の水準を基に、一定の割合で減少していくものとして推計するものとします。

4 量の見込みの算出

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、現在の利用状況や実績、潜在的な利用希望を把握するために実施したニーズ調査（「第1章・Ⅳ・2」参照）により算出されたニーズ量等を総合的に考慮し算出したものです。

5 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 幼児期の学校教育・保育の基本的事項

① 支給認定

施設型給付の対象となる子どもは、法第19条に定める支給要件に基づき、法第20条の規定により市の認定を受けることになります。

認定区分の概要は次のとおりです。

認定区分	対象となる子ども	給付の内容	対象施設・事業
1号認定子ども	満3歳以上で教育を希望する (保育の必要性がない) 就学前の子ども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども	満3歳以上で保育を必要とする 就学前の子ども	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする 就学前の子ども	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育事業等

② 幼稚園及び保育所の入園・入所実績

過去4年間の幼稚園及び保育所の入園・入所実績は次のとおりです。

(単位：人)

区分・年齢		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童数	3~5歳	9,687	9,588	9,410	9,405
	0~2歳	9,483	9,284	9,094	8,904
幼稚園	未移行	3,015	2,583	2,059	1,454
	1号	1,451	1,684	2,165	2,590
	計	4,466 (46.1%)	4,267 (44.5%)	4,224 (44.9%)	4,044 (43.0%)
保育所	3~5歳児	4,992 (51.5%)	5,064 (52.8%)	4,921 (52.3%)	5,120 (54.4%)
3~5歳児 合計		9,458 (97.6%)	9,331 (97.3%)	9,145 (97.2%)	9,164 (97.4%)
幼稚園	未移行	334	317	280	193
	1号	64	124	165	208
	計	398 (4.2%)	441 (4.8%)	445 (4.9%)	401 (4.5%)
保育所	0~2歳児	3,745 (39.5%)	3,816 (41.1%)	3,968 (43.6%)	3,986 (44.8%)
0~2歳児 合計		4,143 (43.7%)	4,257 (45.9%)	4,413 (48.5%)	4,387 (49.3%)

※1 児童数及び保育所の入所実績、幼稚園の入園実績は、各年度3月時点

※2 認定こども園(教育部分)は幼稚園として、認定こども園(保育部分)、事業所内保育事業等は保育所として集計。

※3 ()内は、各年度の年齢区分別の児童数に対する入園・入所児童の割合

3～5歳児の利用実績は、減少傾向にあり、利用児童数は平成27年度実績から294人減少していますが、利用を希望する児童については利用できている状況となっています。

一方、0～2歳児の利用実績は、増加傾向にあり、利用児童数は平成27年度実績から244人増加し、約5.6ポイント増加しています。

(2) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

① 1号認定及び2号認定の量の見込みの考え方

1号認定及び2号認定の対象となる3～5歳児については、平成30年度の実績で約97.4%が幼稚園や保育所等を利用している状況です。

今後もこの状況に大きな変化はないものと見込み、対象児童全員が幼稚園や保育所等を利用することとして量の見込みを設定します。

② 3号認定の量の見込みの考え方

3号認定の対象となる0～2歳児については、利用実績が増加傾向にあり女性の社会進出による共働き家庭の増加や核家族化などの社会的な背景を考慮すると今後もこの傾向は続くものと見込まれますが、将来的な展望は不透明な状況です。

こうした状況を勘案し、本計画では3号認定の量の見込みを令和元年度の実績見込みを踏まえた水準に設定します。

なお、量の見込みの設定に関しては、計画策定時の見込みであり、実際の利用状況や社会的動向等を踏まえ、適宜修正を行うとします。

(3) 幼児期の学校教育・保育の量の確保方策

幼児期の学校教育・保育の量の見込みに対する確保方策は、保育所、認定こども園の増改築や新設、保育士確保施策、移行を希望する幼稚園の認定こども園化の推進による満3歳児未満の受け入れ枠の拡大により対応可能と見込みます。

幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保方策

(単位：人)

	令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度					
	1号		2号	3号		1号		2号	3号		1号		2号	3号		1号		2号	3号		1号		2号	3号		
	学校教育のみ	学校教育の利用希望が強い	保育	1・2歳	0歳	学校教育のみ	学校教育の利用希望が強い	保育	1・2歳	0歳	学校教育のみ	学校教育の利用希望が強い	保育	1・2歳	0歳	学校教育のみ	学校教育の利用希望が強い	保育	1・2歳	0歳	学校教育のみ	学校教育の利用希望が強い	保育	1・2歳	0歳	
①量の見込み	3,977	381	4,972	2,894	1,017	4,000	400	5,000	2,900	1,000	4,000	400	5,000	2,900	1,000	4,000	400	5,000	2,900	1,000	4,000	400	5,000	2,900	1,000	
②確保方策	4,440	600	5,477	3,176	1,070	4,440	600	5,477	3,176	1,070	4,440	600	5,477	3,176	1,070	4,440	600	5,477	3,176	1,070	4,440	600	5,477	3,176	1,070	
内訳	特定教育・保育施設	3,506	—	5,477	3,176	1,070	3,506	—	5,477	3,176	1,070	3,506	—	5,477	3,176	1,070	3,506	—	5,477	3,176	1,070	3,506	—	5,477	3,176	1,070
	確認を受けない幼稚園	934	—	—	—	—	934	—	—	—	—	934	—	—	—	—	934	—	—	—	—	934	—	—	—	—
	幼稚園及び預かり保育	—	600	—	—	—	—	600	—	—	—	—	600	—	—	—	—	600	—	—	—	—	600	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	認可外保育	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
過不足 (②-①)	463	219	505	282	53	440	200	477	276	70	440	200	477	276	70	440	200	477	276	70	440	200	477	276	70	

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の趣旨

地域子ども・子育て支援事業は、法第59条に規定された市町村が実施する事業で、地域の実情に応じ、妊娠、出産から育児までの切れ目のない支援を総合的に実施します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の概要及び量の見込み等の考え方

地域子ども・子育て支援事業に規定される各事業の概要は、下記のとおりです。

また、各事業の量の見込みは、現時点において、今後の見通しは不確定な要素が多いことから、原則として各事業のこれまでの実績を基準として実利用人数が今後も同水準を保つと見込み設定します。

確保方策については、今後の情勢を見極めつつ、利用者の希望が増加すると見込まれた場合には、速やかに実施体制を整えていくこととします。

① 利用者支援事業

子ども又は保護者の身近な場所で、保育所・認定こども園・幼稚園等の教育・保育施設や、一時預かり、病児・病後児保育事業など地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう情報の集約や提供などを行うとともに、保護者からの相談に応じ、必要な助言や関係機関との連絡調整等を行う事業です。

本市では、保育課及び各支所窓口での保育所等の入所相談機能を充実させるとともに、各保健センターにおいても妊娠・出産・育児に関する各種相談に対し、情報提供、助言、指導を適切に行い、保護者からの相談に柔軟に対応していくことができるよう体制の支援を進めていきます。

■ 量の見込み及び確保方策

		令和2年度～令和6年度
①量の見込み	基本型・特定型	1か所
	母子保健型	6か所
②確保方策	基本型・特定型	1か所
	母子保健型	6か所
②-①		0

※ 量の見込み等の数値は、各年度（単年度）の数量

※ 基本型・特定型：主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施

※ 母子保健型：主として、保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設で実施

※ 基本型・特定型は、総合相談・情報提供機関として保育課を、母子保健型は、総合保健センター健康課、各保健センターを設定

※ 利用実績を基本として設定しますが、今後の利用希望の状況等により適宜見直しを行います。

■ 第5章 子ども・子育て支援事業の展開

② 時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等に伴い、保育所の開所時間（11 時間）を超える保育需要に対応するため、保育所において必要な保育を実施する事業です。

■ 量の見込み及び確保方策

	令和2年度～令和6年度
①量の見込み	概ね 1,500 人
②確保方策	概ね 1,500 人
②-①	0 人
実施箇所数	概ね 34 か所

※ 量の見込み等の数値は、各年度（単年度）の数量

※ 利用実績を基本として設定しますが、今後の利用希望の状況等により適宜見直しを行います。

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭など保護者が昼間家庭にいない児童に、専用施設や学校の余裕教室等などで遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。

■ 量の見込み及び確保方策

		令和2年度～令和6年度
①量の見込み	1年生	概ね 1,100 人
	2年生	概ね 1,050 人
	3年生	概ね 900 人
	4年生	概ね 580 人
	5年生	概ね 360 人
	6年生	概ね 210 人
	合計	概ね 4,200 人
②確保方策		概ね 4,200 人
②-①		0 人
実施箇所数		概ね 98 か所

※ 量の見込み等の数値は、各年度（単年度）の数量

※ 利用実績を基本として設定しますが、今後の利用希望の状況等により適宜見直しを行います。

④ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

小学校就学前の児童とその保護者が身近な場所で自由に利用し、親子同士の交流や子育てについての情報の提供や育児に対する相談などを受け付ける子育て支援の拠点となる施設を設置する事業です。

■ 量の見込み及び確保方策

		令和2年度～令和6年度
①量の見込み		概ね 10,000 人（延べ人数）
②確保方策		概ね 10,000 人（延べ人数）
②-①		0 人
実施箇所数		概ね 16 か所

※ 量の見込み等の数値は、各月度（単月度）の数量

※ 利用実績を基本として設定しますが、今後の利用希望の状況等により適宜見直しを行います。

⑤ 一時預かり事業（幼稚園等での一時預かり事業含む）

保護者の就労形態の多様化への対応などにより、通常の教育時間の前後や長期休業中に、希望する児童を対象として幼稚園や認定こども園（教育部分）において実施する預かり保育や、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、昼間、保育所や認定こども園において一時的に預かる事業です。

■ 量の見込み及び確保方策

		令和2年度～令和6年度
①量の見込み	幼稚園等	概ね 110,000 人（延べ人数）
	保育所等	概ね 7,000 人（延べ人数）
②確保方策	幼稚園等	概ね 110,000 人（延べ人数）
	保育所等	概ね 7,000 人（延べ人数）
②-①		0 人
実施箇所数	幼稚園等	概ね 62 か所
	保育所等	概ね 16 か所

※ 量の見込み等の数値は、各年度（単年度）の数量

※ 利用実績を基本として設定しますが、今後の利用希望の状況等により適宜見直しを行います。

■ 第5章 子ども・子育て支援事業の展開

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイは、保護者が、疾病や仕事の都合など身体上、環境上の理由等により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設などで一定期間（原則として7日以内）その児童を養育、保護する事業です。本市では、乳児院 1 か所、児童養護施設 2 か所で実施しています。

また、トワイライトステイは、保護者が、仕事等で帰宅が夜間になる等の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設で一時的（夕方から概ね 10 時ごろまで）にその児童を養育、保護する事業です。本市では、児童養護施設 2 か所で実施しています。

■ 量の見込み及び確保方策

		令和 2 年度～令和 6 年度
①量の見込み	ショートステイ	概ね 70 人（延べ人数）
	トワイライトステイ	概ね 10 人（延べ人数）
②確保方策	ショートステイ	概ね 70 人（延べ人数）
	トワイライトステイ	概ね 10 人（延べ人数）
②－①		0 人日
実施箇所数	ショートステイ	概ね 3 か所
	トワイライトステイ	概ね 2 か所

※ 量の見込み等の数値は、各年度（単年度）の数量

※ 利用実績を基本として設定しますが、今後の利用希望の状況等により適宜見直しを行います。

⑦ 病児・病後児保育事業

児童が発熱等の急な病気になった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する、または、保育中に体調不良となった児童を保育所等の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。

本市では、病児対応型が 4 か所、病後児対応型が 1 か所、体調不良時対応型が 1 1 保育所等で実施しています。

■ 量の見込み及び確保方策

		令和 2 年度～令和 6 年度
①量の見込み		概ね 5,500 人（延べ人数）
②確保方策		概ね 5,500 人（延べ人数）
②－①		0 人
実施箇所数		概ね 16 か所

※ 量の見込み等の数値は、各年度（単年度）の数量

※ 利用実績を基本として設定しますが、今後の利用希望の状況等により適宜見直しを行います。

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

なお、病児・病後児の預かりや、早朝・夜間等の緊急時の預かり等が対象となる病児・緊急対応強化事業も実施しています。

■ 量の見込み及び確保方策

		令和2年度～令和6年度
①量の見込み		概ね 1,510 人（延べ人数）
②確保方策	一時預かり（未就学児）	概ね 900 人（延べ人数）
	一時預かり（就学児）	概ね 600 人（延べ人数）
	病児・緊急対応強化	概ね 10 人（延べ人数）
②－①		0 人
実施箇所数		1 か所

※ 量の見込み等の数値は、各年度（単年度）の数量

※ 利用実績を基本として設定しますが、今後の利用希望の状況等により適宜見直しを行います。

⑨ 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本市は、妊婦1人に対し妊婦一般健康診査受診票14枚を配布して群馬県医師会委託産婦人科等で実施しています。

■ 量の見込み及び確保方策

		令和2年度～令和6年度
①量の見込み		概ね 33,000 人（延べ人数）
②確保方策 実施場所 実施体制 検査項目	実施場所： 群馬県医師会委託産婦人科等 実施体制： 健康課・各保健センターにて母子手帳交付時に配布 検査項目： 国の定める標準審査項目に群馬県医師会と協議し決定	

※ 量の見込み等の数値は、各年度（単年度）の数量

※ 利用実績を基本として設定しますが、今後の状況等により適宜見直しを行います。

■ 第5章 子ども・子育て支援事業の展開

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握及び助言を行う事業です。

本市は、高崎市母子等保健推進協議会で実施しています。

■ 量の見込み及び確保方策

	令和2年度～令和6年度
①量の見込み	概ね2,800人（延べ人数）
②確保方策 実施体制 実施機関	実施体制：概ね570人 実施機関：健康課・各保健センター 委託団体：高崎市母子等保健推進協議会

※ 量の見込み等の数値は、各年度（単年度）の数量

※ 利用実績を基本として設定しますが、今後の状況等により適宜見直しを行います。

⑪ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業です。

また、子どもを守る地域ネットワークの機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性の強化や、ネットワーク関係機関間の連携強化を図る事業も実施します。

本市は、こども救済センターや健康課等で必要な訪問や支援を実施しています。

■ 量の見込み及び確保方策

	令和2年度～令和6年度
①量の見込み	概ね50人（実人数）
②確保方策 実施体制	実施体制：こども救済センター・健康課等関連部署

※ 量の見込み等の数値は、各年度（単年度）の数量

※ 利用実績を基本として設定しますが、今後の状況等により適宜見直しを行います。

⑫ 実費徴収に係る補足給付事業

子どもが教育・保育の提供をうけた場合に、保護者が支払うべき食事の提供に要する費用（食材料費）や日用品、文具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用について、一定の所得以下の世帯、第3子目以降の子ども、低所得者で生計が困難である世帯（生活保護法による被保護世帯）である場合にその費用の一部を助成する事業です。

Ⅱ 本市独自の子ども・子育て支援等に関する施策の展開

本市では法に定められた教育・保育や地域子ども・子育て支援事業による各施策を実施するだけでなく、本市の現状や地域のニーズに応じた子育て支援施策を展開していくほか、既存の事業においても必要に応じ国などの基準を上回る事業を展開し、子ども・子育て支援の更なる充実を図ります。

1 幼児期の学校教育に対する支援施策

幼児期の学校教育の中心的な施設である私立幼稚園は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、新制度の幼稚園に移行した園と移行していない園に分かれ、財政支援の仕組みが異なります。本市では、財政支援の変更、認定こども園等への移行、幼児教育・保育の無償化など、園からの相談、調整に対応するため、幼稚園担当の職員配置など、組織体制の支援により、私立幼稚園との連携を強化しています。

幼稚園設置者に対しては運営費の一部について市単独で財政支援を行うなど、必要な財政支援を実施しています。保護者に対しては、幼稚園保育料の軽減、幼稚園就園奨励費の助成や第3子目以降幼稚園保育料無料化を実施してきましたが、幼児教育・保育の無償化により保育料は無償化されました。

また、発達や発育の遅れ、常同行動など他の子と少し違う行動が見られるなどで幼稚園や保育所等における気になる子が多くなっている現状に鑑み、幼稚園及び保育所等における気になる子への支援を行い、教育・保育現場における負担軽減を図ります。

《主な取り組み》

- 幼稚園運営費市単独補助金【継続】
- 気になる子対策【継続】
- 第3子目以降副食費無償化【新規】 等

2 保育所、多様な保育ニーズ、子育て世代に対する支援施策

子育て支援施策の充実において保育所等は今後も重要な役割を担っていきますが、その支援として、全国に先駆けて実施した年度途中での入所に対応できるよう保育所が予め採用した保育士に対する人件費の一部を補助する保育所入所待機解消支援事業補助金や特別な支援が必要と思われる気になる子への支援、また、保育士確保対策の一環として、保育士の資格取得を目指す学生や資格を持ちながら現在働いていない方などを対象とした保育所の見学会などを引き続き実施するとともに、新たに人材派遣会社等を利用し保育士を確保した場合にその経費の一部を補助する更なる支援も実施するなど、独自の支援策の強化に努めていきます。

また、核家族の進展や就労形態の変化に伴う多様な保育ニーズに対応するため、本市独自の運営に係る支援を実施し、病児・病後児保育事業や休日保育事業など様々な事業において事業の充実を図り、必要とされる保育ニーズの確保に努めます。

さらに、子育て世代に向けては、0から2歳の子どもの保育料の軽減措置や第3子目以降保育料の無料化、また第3子目以降の3歳以上の子どもの副食費を無償化するなどの経済的負担軽減策を引き続き実施するとともに、子育てや仕事復帰への機会を支援するための育児休業取得者の入所制限の撤廃や、特定の期日や期間を設けず、通年にわたり随時に入所の受付を行う入所制度を実施します。

《主な取り組み》

- 保育所保育料軽減措置【継続】
- 第3子目以降保育料無料化【継続】
- 第3子目以降副食費無償化【新規】
- 保育所入所待機解消支援事業補助金【継続】
- 保育士資格取得（予定）者施設見学推進事業【継続】
- 病児・病後児保育事業、休日保育事業等市単独補助金の交付【継続】
- 気になる子対策【継続】
- 保育士確保事業【新規】
- 育児休業取得者の入所制限の撤廃【新規】
- 保育所入所の通年化【新規】

3 放課後児童健全育成事業に対する支援施策

本市では、放課後児童健全育成事業の実施にあたり学校の協力のもと可能な限り敷地内の専用施設の建設や余裕教室の活用など、児童の健全育成や安全に配慮した取り組みを実施してきました。

また、制度改正により新たに対象となった高学年児童についても、かねてからその受け入れを実施しています。

本市の多くの放課後児童クラブは地域の方々を中心とした運営委員会への委託により運営していますが、「地域の子どもは地域で育てる」の考え方の下、今後も地域住民の協力を得ながら事業の充実を図っていくこととしますが、支援員の処遇改善など、国の動向等を見極めながら状況に応じた柔軟な支援を実施していくこととします。

また、保護者への負担軽減として、第3子目以降の保育料無料化など、本市独自の施策を実施していきます。

《主な取り組み》

- 放課後児童クラブの運営に要する費用の市単独補助【継続】
- 高学年児童受け入れの推進【継続】
- 第3子目以降放課後児童クラブ保育料無料化【継続】 等

4 その他の総合的な支援施策

子育てに不安や孤立感を抱える保護者が増加する中、子育てに関する相談や支援をワンストップで行う子育てなんでもセンターをはじめとし、家事・育児に関する支援を行う子育てSOS サービス事業の実施や、児童虐待や家庭児童相談、女性相談に関する支援を行うこども救済センターの開設により、安心して子育てができる環境整備を推進します。子育て世代が本市で安心して子どもを産み育てるとともに、「高崎で子どもを産みたい」「子育てするなら高崎市」と実感できるよう支援します。

(1) 子育てなんでもセンター

子育て支援の拠点として、子育て中や妊娠中の方が、1か所でいつでも気軽に様々な相談ができ、必要な支援を受けられる体制を整えます。

《主な取り組み》

- 子育て相談事業
- 交流・プレイルーム事業
- 就労相談事業
- 託児ルーム事業 等

(2) 子育てSOS サービス

妊娠中の人や乳幼児の保護者の心と身体にかかる負担軽減のため、ヘルパーを派遣して家事等を援助し、安心して育児や日常生活を営めるよう支援します。

《主な取り組み》

- 家事支援
- 乳幼児の育児支援
- 子育て相談 等

(3) こども救済センター

虐待が疑われる家庭への働きかけや、子育てや家庭に関する悩み相談を通じて、保護者のニーズに合わせた支援を行います。

《主な取り組み》

- 家庭児童相談
- 児童虐待相談
- 女性相談 等

Ⅲ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることなどから、本市では、既存の幼稚園や保育所からの移行や新たな設置について、利用者のニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、対応していきます。

第6章 計画の進行管理

計画の実施に向けて、各事業担当部署では体制を整備し事業を推進していくとともに、高崎市子ども・子育て会議において事業の進行状況等について審議し、ご意見やご助言をいただき、必要な対策を実施するものとします。

資料編

1 関係法令等

○ 子ども・子育て支援法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（定義）

第7条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2 この法律において「教育」とは、満3歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。

4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。

5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。

6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。

7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。

8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。

9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。

（支給要件）

第19条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。

一 満3歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）

二 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定

■ 資料編 1 関係法令等

める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

三 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 [略]

(市町村の認定等)

第20条 前条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3 市町村は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量(月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。)の認定を行うものとする。

4 市町村は、第1項及び前項の認定(以下「教育・保育給付認定」という。)を行ったときは、その結果を当該教育・保育給付認定に係る保護者(以下「教育・保育給付認定保護者」という。)に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども(以下「教育・保育給付認定子ども」という。)の該当する前条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証(以下「支給認定証」という。)を交付するものとする。

5～7 [略]

(施設型給付費の支給)

第27条 市町村は、教育・保育給付認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間において、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設(以下「特定教育・保育施設」という。)から当該確認に係る教育・保育(地域型保育を除き、第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育(保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対してに対して提供される教育に係る標準的な1日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。)又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、満3歳未満保育認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定教育・保育(保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。)に要した費用について、施設型給付費を支給する。

2～8 [略]

(特例施設型給付費の支給)

第28条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第1号に規定する特定教育・保育に要した費用、第2号に規定する特別利用保育に要した費用又は第3号に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を支給することができる。

一 教育・保育給付認定子どもが、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が第20条第1項の規定による申請をした日から当該教育・保育給付認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を受けたとき。

二 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定教育・保育施設(保育所に限る。)から特別利用保育(同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な1日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲内において行われる保育(地域型保育を除く。)をいう。以下同じ。)を受けたとき(地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限

る。)

三 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）から特別利用教育（教育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供されるものをいい、特定教育・保育を除く。以下同じ。）を受けたとき。

2～5 [略]

（地域型保育給付費の支給）

第29条 市町村は、満3歳未満保育認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満3歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

2～8 [略]

（特例地域型保育給付費の支給）

第30条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第3号に規定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第4号に規定する特例保育（第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）に係るもの）にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

一 満3歳未満保育認定子どもが、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が第20条第1項の規定による申請をした日から当該教育・保育給付認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域型保育を受けたとき。

二 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定地域型保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な1日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるもの）に限る。次項及び附則第9条第1項第3号イにおいて「特別利用地域型保育」という。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

三 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定利用地域型保育（特定地域型保育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供されるものをいう。次項において同じ。）を受けたとき（地域における同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るもの）にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な1日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

2～5 [略]

（子育てのための施設等利用給付）

第三十条の二 子育てのための施設等利用給付は、施設等利用費の支給とする。

第三十条の三 [略]

（支給要件）

第三十条の四 子育てのための施設等利用給付は、次に掲げる小学校就学前子ども（保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、現に施設型給付費、特例施設型給付費（第二十八条第一項第三号に係るものを除く。次条第七項において同じ。））、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該保育認定子ども又は第七条第十項第四号ハの政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。以下この節及び第五十八条の三において同じ。）の保護者に対し、その小学校就学前子どもの第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援の利用について行う。

■ 資料編 1 関係法令等

- 一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- 二 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した小学校就学前子どもであって、第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 三 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある小学校就学前子どもであって、第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援のあった月の属する年度（政令で定める場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号において同じ。）を課されない者（これに準ずる者として政令で定める者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第七項第二号において「市町村民税世帯非課税者」という。）であるもの

（市町村の認定等）

第三十条の五 前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

- 2 前項の認定（以下「施設等利用給付認定」という。）は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。
- 3 市町村は、施設等利用給付認定を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果その他の内閣府令で定める事項を当該施設等利用給付認定に係る保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）に通知するものとする。
- 4 市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。
- 5 第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。
- 6 第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。
- 7 次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもについて現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けていないものは、第一項の規定にかかわらず、施設等利用給付認定の申請をすることを要しない。この場合において、当該教育・保育給付認定保護者は、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及び当該保育認定子どもが当該各号に定める小学校就学前子どもの区分に該当することについての施設等利用給付認定を受けたものとみなす。
 - 一 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものを除く。）に係る教育・保育給付認定保護者前条第二号に掲げる小学校就学前子ども
 - 二 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものに限る。）又は満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者（その者及びその者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である場合に限る。）前条第三号に掲げる小学校就学前子ども

（施設等利用費の支給）

第三十条の十一 市町村は、施設等利用給付認定子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内において、市町村長が施設等利用費の支給に係る施設又は事業として確認する子ども・子育て支援施設等（以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。）から当該確認に係る教育・保育その他の子ども・子育て支援（次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当

該各号に定める小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが受けるものに限る。以下「特定子ども・子育て支援」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用を除く。)について、施設等利用費を支給する。

- 一 認定こども園第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子ども
- 二 幼稚園又は特別支援学校第三十条の四第一号若しくは第二号に掲げる小学校就学前子ども又は同条第三号に掲げる小学校就学前子ども(満三歳以上のものに限る。)
- 三 第七条第十項第四号から第八号までに掲げる子ども・子育て支援施設等第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども

2~5 [略]

(特定教育・保育施設の確認)

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。第五十八条の九第二項、第三項及び第六項、第六十五条第四号及び第五号並びに附則第7条において同じ。))及び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の九第二項並びに第六十五条第三号及び第四号において同じ。))を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 [略]

(特定地域型保育事業者の確認)

第43条 第29条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所(以下「地域型保育事業所」という。)ごとに、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育の事業を行う事業所(以下「事業所内保育事業所」という。)にあつては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。))及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を定めて、市町村長が行う。

2 前項の確認は、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給について、その効力を有する。

3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

4~6 [略]

(情報の報告及び公表)

第58条 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報(教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であつて、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前

■ 資料編 1 関係法令等

子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

3～7 [略]

(地域子ども・子育て支援事業)

第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業

二 教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもが、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯(当該教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育(特定教育・保育(保育に限る。))、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。)の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。)以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育(保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。)を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

三 教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者のうち、その属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するものに対し、当該教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者が支払うべき次に掲げる費用の全部又は一部を助成する事業

イ 当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育(以下このイにおいて「特定教育・保育等」という。)を受けた場合における日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるもの

ロ 当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援(特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が提供するものに限る。)を受けた場合における食事の提供に要する費用として内閣府令で定めるもの

四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

五 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業

六 児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業

七 児童福祉法第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業

八 児童福祉法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業その他同法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同条第2項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業

九 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業

十 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業

十一 児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業

十二 児童福祉法第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業

十三 母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条第1項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

(子ども・子育て支援事業計画基本指針)

第60条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第62条第1項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3～4 [略]

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第17条第2項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第4項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

■ 資料編 1 関係法令等

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9～10 [略]

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3～5 [略]

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抜粋）

(目的)

第1条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「幼稚園」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。

3 この法律において「保育所」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。

4 この法律において「保育機能施設」とは、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（少数の子どもを対象とするものその他の主務省令で定めるものを除く。）をいう。

5 この法律において「保育所等」とは、保育所又は保育機能施設をいう。

6 この法律において「認定こども園」とは、次条第1項又は第3項の認定を受けた施設、同条第9項の規定による公示がされた施設及び幼保連携型認定こども園をいう。

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8 この法律において「教育」とは、教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校（第9条において単に「学校」という。）において行われる教育をいう。

9 この法律において「保育」とは、児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育をいう。

10 この法律において「保育を必要とする子ども」とは、児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児をいう。

11 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。

12 この法律において「子育て支援事業」とは、地域の子どもの養育に関する各般の問題につ

き保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった地域の子どもに対する保育を行う事業、地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体若しくは個人との連絡及び調整を行う事業又は地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体若しくは個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業であって主務省令で定めるものをいう。

(教育及び保育の目標)

第9条 幼保連携型認定こども園においては、第2条第7項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。次条第2項において同じ。）としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自立及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
- 六 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。

(教育及び保育の内容)

第10条 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、第2条第7項に規定する内容及び前条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。

2 主務大臣が前項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育および保育の内容に関する事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び児童福祉法第45条第2項の規定に基づき児童福祉施設に関して厚生労働省令で定める基準（同項第3号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。）との整合性の確保並びに小学校（学校教育法第1条に規定する小学校をいう。）における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。

3 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。

(入園資格)

第11条 幼保連携型認定こども園に入園することのできる者は、満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

(設置者)

第12条 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

(設備及び運営の基準)

第13条 都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は同法

第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。次項及び第25条において同じ。）は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならない。

2～5 [略]

(職員)

第14条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

2～19 [略]

(職員の資格)

第15条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録（第4項及び第39条において単に「登録」という。）を受けた者でなければならない。

■ 資料編 1 関係法令等

(設置等の認可)

- 第17条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第3項、第6項及び第7項並びに次条第1項において同じ。)の認可を受けなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があったときは、第13条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。
- 一 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 三 申請者が、第22条第1項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
 - 四 申請者が、第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 五 申請者が、第19条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通じた場合における当該特定の日をいう。)までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 六 申請者が、認可の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - 七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ロ 第1号、第2号又は前号に該当する者
 - 八 第22条第1項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの(当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。)
 - 二 第4号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園(当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。)において、同号の通知の日前60日以内におの設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して5年を経過しないもの
- 3 都道府県知事は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。
- 4 指定都市等の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。
- 5 [略]
- 6 都道府県知事は、第1項及び第2項に基づく審査の結果、その申請が第13条第1項の条例

で定める基準に適合しており、かつ、第2項各号に掲げる基準に該当しないと認めるときは、第1項の設置の認可をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業計画（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により当該指定都市等の長が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第1項の設置の認可をしないことができる。

- 一 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域をいう。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。
- 二 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。
- 三 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。

7 [略]

（事業停止命令）

第21条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

- 一 幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。
- 二 幼保連携型認定こども園の設置者が前条の規定による命令に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに、6月以上休止したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。（認可の取消し）

第22条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第17条第1項の認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（都道府県における合議制の機関）

第25条 第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

○ 高崎市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。)第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、高崎市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、子ども及び子育てに関し、市長から諮問された事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 公募した市民

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、子ども・子育て会議の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部こども家庭課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 高崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高崎市告示第139号)の一部を次のように改正する。

別表第2障害者自立支援判定審査会の項の次に次のように加える。(以下略)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項の規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

2 高崎市子ども・子育て会議は、第2条第2項の規定の施行の日前においても、改正法の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項の規定によりその権限に属させられる事項について調査審議することができる。

○ 高崎市子ども・子育て会議運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高崎市子ども・子育て会議条例（平成25年高崎市条例第51号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、高崎市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の傍聴等)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入しなければならない。
2 会長は、正常な会議の進行を確保するために必要があると認めるときその他相当の理由があると認めるときは、傍聴人に退場を命じることができる。

(会議録)

第3条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

- (1) 開催年月日
- (2) 出席した委員及び子ども・子育て会議から出席を求められ出席した者の氏名
- (3) 議事内容
- (4) その他会長が必要と認める事項

2 会長は、会議に出席した委員のうちから、会議録署名人1人を指名するものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

2 高崎市子ども・子育て会議

○ 高崎市子ども・子育て会議委員名簿

敬称略順不同

	氏名	所属等
会長	松橋 亮	高崎市社会福祉協議会会長
副会長	千葉 千恵美	高崎健康福祉大学教授
委員	新井 英夫	高崎市医師会理事
委員	飯野 茂	高崎市区長会副会長
委員	石井 博	高崎市保育協議会認定こども園部会長
委員	内山 美奈	高崎市母子等保健推進協議会副会長
委員	粕川 泰彦	高崎市保育協議会保育園部会長
委員	小見 勝栄	元教育委員長 あすなろ学園学童クラブ代表
委員	小山 久美	高崎市私立幼稚園・こども園父母の会連合会
委員	佐藤 貴江	高崎市民生委員児童委員協議会 子ども福祉研究委員会委員長
委員	鈴木 宏輝	高崎市学童保育連絡協議会会長
委員	花岡 秀行	公募市民
委員	花田 聡	高崎市保育協議会保護者会会長
委員	林 雅美	公募市民
委員	原 徳明	高崎市私立幼稚園・こども園協会
委員	深澤 アサ子	高崎市心身障害者等連絡協議会会長
委員	星野 雅代	高崎市PTA連合会常任理事
委員	山口 博之	日本労働組合総連合会群馬県連合会 高崎地域協議会副議長
委員	吉村 紀子	高崎市小学校長会・多胡小学校長

※令和元年12月1日現在

○ 高崎市子ども・子育て会議開催経過

回	開催日	主な議題
第1回	平成25年11月6日	1 子ども・子育て支援新制度の概要について
第2回	平成26年2月13日	1 子ども及び子育て支援等に関わる制度改正（子ども・子育て支援新制度）の背景及び現状等について 2 ニーズ調査の実施について
第3回	平成26年7月15日	1 ニーズ調査の結果概要について 2 地域子ども・子育て支援事業について
第4回	平成26年9月18日	1 子ども・子育て支援新制度の施行に向けた現状等について 2 新制度の施行に伴う各種基準の検討について 3 幼稚園・保育所等の利用者負担の額について 4 支給認定及び保育の必要性の認定について
第5回	平成26年11月18日	1 子ども・子育て支援新制度に係る各基準を定める条例の骨子（案）に関するパブリックコメントの実施結果について
第6回	平成26年12月19日	1 高崎市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
第7回	平成27年1月29日	1 高崎市子ども・子育て支援事業計画（案）に関するパブリックコメントの実施について
第8回	平成27年3月25日	1 高崎市子ども・子育て支援事業計画（案）に関するパブリックコメントの実施結果及び計画書について 2 幼保連携型認定こども園の設置認可について 3 特定教育・保育施設の利用定員について
第9回	平成27年8月20日	1 特定教育・保育施設の利用定員について
文書開催	平成27年10月15日	1 特定教育・保育施設の利用定員について
第10回	平成28年3月23日	1 幼保連携型認定こども園の設置認可について 2 特定教育・保育施設の利用定員について
第11回	平成29年3月21日	1 幼保連携型認定こども園の設置認可について 2 特定教育・保育施設の利用定員について 3 高崎市子ども・子育て支援事業計画について

■ 資料編 2 高崎市子ども・子育て会議

第 12 回	平成 30 年 3 月 22 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 幼保連携型認定こども園の設置認可について 2 特定教育・保育施設の利用定員について 3 高崎市子ども・子育て支援事業計画について
第 13 回	平成 30 年 12 月 21 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 高崎市子ども・子育て支援事業計画について 2 ニーズ調査の実施について
第 14 回	平成 31 年 3 月 20 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 幼保連携型認定こども園の設置認可について 2 特定教育・保育施設の利用定員について 3 ニーズ調査の実施状況について
第 15 回	令和元年 8 月 28 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 高崎市子ども・子育て支援事業計画について 2 ニーズ調査の結果概要について 3 第 2 期高崎市子ども・子育て支援事業計画の策定について
第 16 回	令和元年 12 月 25 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 第 2 期高崎市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
第 17 回	令和 2 年 3 月 26 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 第 2 期高崎市子ども・子育て支援事業計画（案）について 2 幼保連携型認定こども園の設置認可について 3 特定教育・保育施設の利用定員について

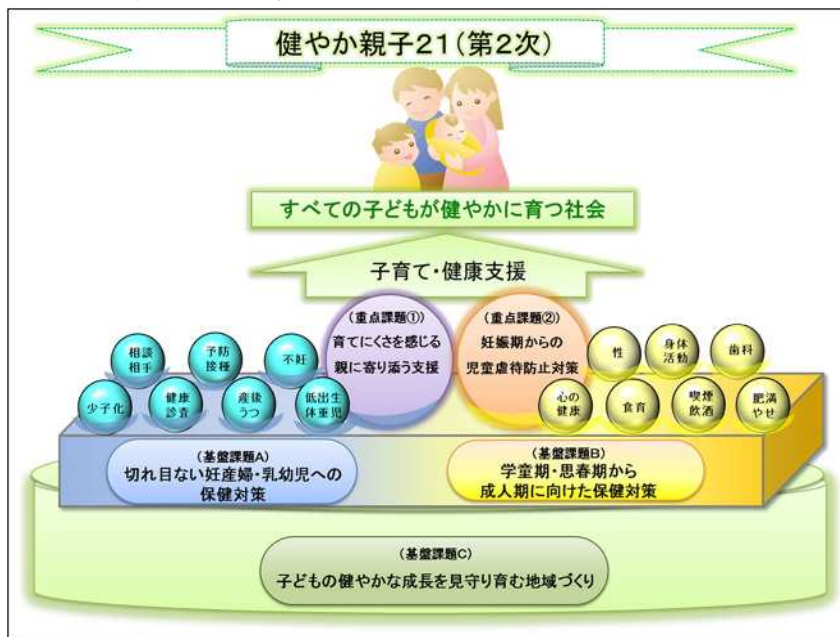
3 母子保健事業に関する資料

○ 健やか親子21（第2次）

1 「健やか親子21」の概要

「健やか親子21」とは、21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、関係者、関係機関・団体が一体となって、その達成に向けて取り組む国民運動計画として「健康日本21」の一翼を担うものです。

○ 健やか親子21（第2次）イメージ図



2 「健やか親子21（第2次）」における課題の概要

課題名	課題の説明
基盤課題A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関連機関間の有機的な連携体制の強化や、情報の利活用、母子保健事業の評価・分析体制の構築を図ることにより、切れ目ない支援体制の構築を目指す。
基盤課題B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、他分野の協働による健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指す。
基盤課題C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指す。具体的には、国や地方公共団体による子育て支援施策の拡充に限らず、地域にある様々な資源（NPOや民間団体、母子愛育会や母子保健推進員等）との連携や役割分担の明確化が挙げられる。
重点課題① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援	親子が発信する様々な育てに ^(※) くさのサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図ることを重点課題の一つとする。 (※)育てにくさとは：子育てに関わる者が感じる育児上の困難感で、その背景として、子どもの要因、親の要因、親子関係に関する要因、支援状況を含めた環境に関する要因など多面的な要素を含む。育てにくさの概念は広く、一部には発達障害等が原因となっている場合がある。
重点課題② 妊娠期からの児童虐待防止対策	児童虐待を防止するための対策として、①発生予防には、妊娠届出時など妊娠期から関わるのが重要であること、②早期発見・早期対応には、新生児訪問等の母子保健事業と関連機関との連携強化が必要であることから重要課題の一つとする。

3 「健やか親子21（第2次）」の指標

※健康課母子保健関係の指標のみ

	指標名	国のベースライン	高崎市の数値	高崎市のデータソース
基盤課題A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	1 妊産婦死亡率	4.0（出産10万対） （平成24年度）	—	—
	2 全出生中の低出生体重児の割合	低出生体重児 9.6% 極低出生体重児 0.8% （平成24年度）	低出生体重児 9.5% 極低出生体重児 0.7% （平成29年度）	高崎市届出データ
	3 妊娠・出産について満足している者の割合	63.7% （平成25年度）	82.3% （平成30年度）	健やか親子21に関する問診票
	4 むし歯のない3歳児の割合	81.0% （平成24年度）	90.0% （平成30年度）	3歳児健康診査実績
	5 妊娠中の妊婦の喫煙率	3.8% （平成25年度）	1.9% （平成30年度）	健やか親子21に関する問診票
	6 育児期間中の両親の喫煙率	・父親の喫煙率 41.5% ・母親の喫煙率 8.1% （平成25年度）	父親の喫煙率 34.9% 母親の喫煙率 4.5% （平成30年度）	健やか親子21に関する問診票
	7 妊娠中の妊婦の飲酒率	4.3% （平成25年度）	0.7% （平成30年度）	健やか親子21に関する問診票
	8 乳幼児健康診査の受診率 （重点課題②再掲）	（未受診率） 3～5か月児：4.6% 1歳6か月児：5.6% 3歳児：8.1% （平成23年度）	（未受診率） 3～5か月児：1.9% 1歳6か月児：3.6% 3歳児：0.6% （平成30年度）	乳幼児健康診査実績
	9 小児救急電話相談（#8000）を知っている人の親の割合	61.2% （平成26年度）	87.1% （平成30年度）	健やか親子21に関する問診票
	10 こどものかかりつけ医（医師・歯科医師など）を持つ親の割合	医師 3・4か月児 71.8% 3歳児 85.6% 歯科医 3歳児 40.9% （平成26年度）	医師 3・4か月児 80.8% 3歳児 94.5% 歯科医 3歳児 73.2% （平成30年度）	健やか親子21に関する問診票
	11 仕上げ磨きをする親の割合	69.6% （平成26年度）	71.7% （平成30年度）	健やか親子21に関する問診票
	12 妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合	92.8% （平成25年度）	把握している	妊娠届出時アンケート・保健指導
	13 妊娠中の保健指導（母親学級や両親学級を含む）において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市区町村の割合	43.0% （平成25年度）	設けている	妊娠届出・マタニティクラス
	14 産後1か月でEPDS9点以上を示した人へのフォロー体制がある市区町村の割合	11.5% （平成25年度）	ある	地区担当保健師、助産師による家庭訪問等
	15 ハイリスク児に対し保健師等が退院後早期に訪問する体制がある市区町村の割合	24.9% （平成25年度）	ある	地区担当保健師、助産師による家庭訪問等
	16 乳幼児健康診査事業を評価する体制がある市区町村の割合	25.1% （平成25年度）	ある	健康課母子保健担当
① 周産期死亡率	出産千対 4.0、出産千対 2.7 （平成24年度）	出産千対 1.7 （平成29年度）	健康福祉統計年報（群馬県保健福祉部）、県の人口動態概況	
② 新生児死亡率、乳児（1歳未満）死亡率（出生千対）	新生児死亡率 1.0 乳児死亡率 2.2 （平成24年）	新生児死亡率 1件 0.3% 乳児死亡率 3件 1.0% （平成29年度）	健康福祉統計年報（群馬県保健福祉部）、県の人口動態概況	
③ 乳児（1～4歳）死亡率（人口10万対）	20.9 （平成24年）	3人 （平成29年）	健康福祉統計年報（群馬県保健福祉部）、県の人口動態概況	
④ 乳児のSIDS死亡率（出生10万対）	13.9 （平成24年）	0人 （平成29年）	健康福祉統計年報（群馬県保健福祉部）、県の人口動態概況	
⑤ 正期産児に占める低出生体重児の割合（新）	低出生体重児 6.0% 極低出生体重児 0.0093% （平成24年）	低出生体重児 7.4% 極低出生体重児 0.06% （平成29年）	高崎市3か月児健康診査受診票	
⑥ 妊娠11週以下での妊娠の届出率	90.8% （平成24年度）	92.7% （平成30年度）	高崎市届出データ	
⑦ 出産後1か月児の母乳育児の割合	47.5% （平成25年度）	42.5% （平成28年度）	新生児訪問指導等	
⑧ 産後1か月でEPDS9点以上の褥婦の割合	8.4% （平成25年度）	14.0% （平成30年度）	高崎市おたんじょうはがき	
⑨ 1歳までのBCG接種を終了している者の割合	92.9% （平成24年度）	94.5% （平成30年度）	予防接種実績	
⑩ 1歳6か月までに四種混合・麻しん・風しんの予防接種を終了している者の割合	三種混合 94.7% 麻しん 87.1% （平成25年度）	四種混合 98.9% 麻しん・風しん 95.2% （平成30年度）	1歳6か月児健康診査問診票	
⑪ 不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成件数	134,943件 （平成24年度）	1,044件 （平成30年度）	助成件数実績	

	指標名	国のベースライン	高崎市の数値	高崎市のデータソース	
基盤課題C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	1	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	91.1% (平成26年度)	96.0% (平成30年度)	健やか親子21に関する問診票
	2	妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合	91.0% (平成26年度)	91.0% (平成30年度)	健やか親子21に関する問診票
	3	マタニティマークを妊娠中に試用したことのある母親の割合	52.3% (平成25年度)	82.0% (平成30年度)	健やか親子21に関する問診票
	4	マタニティマークを知っている国民の割合	45.6% (平成26年度)	—	—
	5	積極的に育児をしている父親の割合	47.2% (平成25年度)	62.2% (平成30年度)	健やか親子21に関する問診票
	6	乳幼児健康診査の未受診者の全数の状況を把握する体制がある市区町村の割合	96.7% (平成25年度)	ある	健康課母子保健担当
	7	育児不安の親のグループ活動を支援する体制がある市区町村	28.9% (平成25年度)	支援している	こども発達支援センター他
	8	母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上に取り組んでいる地方公共団体の割合	都道府県 97.9% 市区町村 95.1% (平成25年度)	取り組んでいる	健康課母子保健担当
	①	個人の希望する子ども数、個人の希望する子ども数と出生子ども数の差	・平均理想子ども数：2.42 ・平均理想子ども数と平均出生子ども数の差：0.71 (平成22年)	—	—
	②	不慮の事故による死亡率 (人口10万対)	0~19歳 3.4 0歳 90. 1~4歳 2.9 5~9歳 1.9 10~14歳 1.6 15~19歳 5.7 (平成24年)	—	—
	③	事故防止対策を実施している市区町村割合	56.8% (平成25年度)	実施している	健康課母子保健事業他
	④	乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合	38.2% (平成25年度)	46.8% (平成30年度)	健やか親子21に関する問診票
	⑤	父親の育児休業取得割合	1.89% (平成24年度)	—	—
重点課題① 親に寄り添い育てにくさを感ずる	1	ゆったりとした気分です子どもと過ごせる時間がある母親の割合	3~4か月児：79.7% 1歳6か月児：68.5% 3歳児：60.3% (平成25年度)	3~4か月児：84.8% 1歳6か月児：76.8% 3歳児：69.3% (平成30年度)	健やか親子21に関する問診票
	2	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	83.4% (平成26年度)	91.2% (平成30年度)	健やか親子21に関する問診票
	3	子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	83.3% (平成26年度)	86.4% (平成30年度)	健やか親子21に関する問診票
	4	発達障害を知っている国民の割合	67.2% (平成26年度)	—	—
	5	発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制がある市区町村の割合	85.9% (平成25年度)	ある	こども発達支援センター・健康課母子保健担当
重点課題② 妊娠期からの児童虐待防止対策	1	児童虐待による死亡数	心中以外：58人 心中：41人 (平成23年度)	—	—
	2	子どもを虐待していると思われる親の割合	(参考：平成26年度) 3・4か月児：0.8% 1歳6か月児：2.2% 3歳児：4.4% ※調査方法の変更に伴い、中間評価時に改めて設定	3・4か月児：7.0% 1歳6か月児：20.1% 3歳児：36.6% (平成30年度)	健やか親子21に関する問診票
	3	乳幼児健康診査の受診率 (基盤課題A再掲)	(未受診率 平成23年度) 3~5か月児：4.6% 1歳6か月児：5.6% 3歳児：8.1%	(未受診率 平成30年度) 3か月児：1.9% 1歳6か月児：3.6% 3歳児：0.6%	乳幼児健康診査実績
	4	児童虐待防止法で国民に求められた児童虐待の通告義務を知っている国民の割合	61.7% (平成27年度)	—	—
	5	乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合	94.3% (平成26年度)	97.7% (平成30年度)	健やか親子21に関する問診票
	6	妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合 (基盤課題A再掲)	92.8% (平成25年度)	把握している	妊娠届出時アンケート・保健指導
	7	対象家庭全てに対し、乳幼児全戸訪問事業を実施している市区町村の割合	28.0% (参考 平成23年度) ※26年度調査予定	実施している	母子等保健推進員による訪問

4 用語解説

※主に子ども・子育て支援法に記載のある用語

か行

基本指針

子ども・子育て支援新制度の円滑な実施の確保や子育て支援の施策等を総合的に推進するため、内閣総理大臣が定める基本的な指針

子ども

18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者

子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育て支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援

子ども・子育て支援給付

子どものための現金給付（児童手当）、子どもための教育・保育給付（施設型給付費・特例施設型給付費・地域型保育給付費・特例地域型保育給付費）及び子育てのための施設等利用給付（施設等利用費）

さ行

給付認定

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付を受けようとする保護者から申請を受けた市町村が、支給要件に基づいて行う認定

支給要件

子どものための教育・保育給付を受けるための要件（教育・保育給付認定子ども）

【区分及び要件】

- 1号認定：満3歳以上の小学校就学前子ども（2号認定の子どもを除く）
- 2号認定：満3歳以上の小学校就学前子どもで、子ども・子育て支援法施行規則第1条で定める事由により保育を必要とする子ども
- 3号認定：満3歳未満の小学校就学前子どもで、2号認定と同じ事由により保育を必要とする子ども

子育てのための施設等利用給付を受けるための要件（施設等利用給付認定子ども）

【区分及び要件】

- 1号認定：満3歳以上の小学校就学前子ども（2号認定の子どもを除く）
- 2号認定：満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもで、子ども・子育て支援法施行規則第1条で定める事由により保育を必要とする子ども
- 3号認定：満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもで、保護者等が市町村民税世帯非課税者であり、2号認定と同じ事由により保育を必要とする子ども

事業所内保育

児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業として行われる保育（主に満3歳未満の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもにも保育を提供）

施設型給付

教育・保育を利用する教育・保育給付認定子どもに、支給認定の区分に応じて行われる給付（幼稚園・保育所・認定こども園共通の給付で、施設・事業者が代理受領）

施設等利用給付

幼稚園（未移行）、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等を利用する施設等利用給付認定子どもに、利用料を給付

小規模保育

児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業として行われる保育（主に満 3 歳未満児が対象の、利用定員が 6 人以上 19 人以下で行う保育）

審議会その他合議制の機関

教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村子ども子育て支援事業計画を策定・変更する際に意見を聴くため、条例により設置するよう努めることとされている機関（高崎市は高崎市子ども・子育て会議がこの機関）

た行

地域型保育

児童福祉法に規定する小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育

地域型保育給付

地域型保育を利用する子どもに行われる給付（施設・事業者が代理受領）

地域子ども・子育て支援事業

市町村子ども・子育て支援事業計画に定める、利用者支援事業・時間外（延長）保育事業・地域子育て支援拠点事業等の事業

特定教育・保育

支給認定を受けた子どもが特定教育・保育施設から受ける教育・保育

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない）

特定教育・保育施設の確認

市町村長が、認可を受けた教育・保育施設からの申請により、各施設の区分に応じて支給認定の区分ごとに利用定員を定めて、施設型給付費の支給に係る施設として、行う確認（利用定員は、支給認定の区分（1 号～3 号）ごと、3 号認定は 0 歳と 1・2 歳に区分して設定）

特定子ども・子育て支援

支給認定を受けた子どもが特定子ども・子育て支援施設等から受ける教育・保育その他の子育て支援

特定子ども・子育て施設等

市町村長が施設等利用給付に係る施設又は事業として確認する子ども・子育て施設等

特定子ども・子育て施設等の確認

市町村長が、子ども・子育て支援施設等からの申請により、施設等利用給付の支給に係る施設又は事業として、行う確認

■ 資料編 4 用語解説

特定地域型保育

教育・保育給付認定3号認定の子どもが特定地域型保育事業者から受ける保育

特定地域型保育事業者

市町村長が地域型保育事業費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者

特定地域型保育事業者の確認

市町村長が、地域型保育事業を行う者からの申請により、地域型保育の種類及びその事業を行う事業所に応じて利用定員を定めて行う確認

特例施設型給付

施設型給付費のうち、支給認定の申請から認定されるまでの間に緊急に特定教育・保育を受けたとき、教育・保育給付1号認定の子どもが特定教育・保育施設（保育所に限る）において保育を受けたとき、教育・保育給付2号認定の子どもが特定教育・保育施設（幼稚園に限る）において教育を受けたときなどに支給される給付費

特例地域型保育給付費

地域型保育給付費のうち、支給認定の申請から認定されるまでの間に緊急に特定地域型保育を受けたとき、教育・保育給付1・2号認定の子どもが特定地域型保育を受けたときなどに支給される給付費

な行

認定こども園

幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設

【区分】

幼保連携型：学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設

幼稚園型：学校としての法的位置付けを持ち、保育所機能を有する施設

保育所型：児童福祉施設としての法的位置付けを持ち、幼稚園機能を有する施設

は行

保育必要量

教育・保育給付2号認定または3号認定の子どもについて、それぞれの家庭の就労実態等に応じ、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量

【区分】

保育標準時間：1月当たり平均275時間（1日当たり11時間まで）

保育短時間：1月当たり平均200時間（1日当たり8時間まで）

『第2期高崎市子ども・子育て支援事業計画』

令和2年度～令和6年度

(2020年度～2024年度)

発行 高崎市

〒370-8501 高崎市高松町35番地1

027(321)1111(代表)

<http://www.city.takasaki.gunma.jp/>

編集 福祉部 子ども家庭課

